

社会福祉法人ももの会 御中

平成30年2月28日

調査報告書

(公表版)

社会福祉法人ももの会 第三者委員会

委員長 篠崎 百合子

委員 小林 雅信

委員 前田 康行

(目次)

第1	第三者委員会設置の経緯及び調査に関する事項	
1	第三者委員会の設置に至る経緯	4
2	当委員会の構成	4
3	調査事項	5
4	調査の方法	5
5	当委員会の活動経過	7
6	調査の留意点等	8
第2	前提事実	
1	ももの会の法人概要	8
2	ももの会における前理事長関係者の関与状況	9
第3	各施設への特別監査に係る調査結果と原因の分析	
1	二重の支出について	10
2	過剰な支出について	16
3	向上支援費の請求について	17
4	ずさんな現金管理について	27
(1)	横浜市から指摘され、改善を要するとされた事項	27
(2)	現金の存在の確認から口座への入金までの経緯について	27
(3)	ももの会の弁明	28
(4)	当委員会の調査結果	28
ア	簿外で処理されていた現金はどこで保管されていたか	28
イ	簿外となっている現金収入の額について	39
ウ	前理事長が、簿外で、かつ、JA横浜の個人口座で保管していた理由	43
エ	調査結果まとめ	43
5	保護者からの徴収金について	44
6	不適切な職員配置について	45
7	不適切な苦情対応について	46
8	職員の研修参加について	48
9	誤りの報告について	49
第4	法人への特別監査に関する調査結果と原因の分析	
1	横浜市から指摘された事実及び問題点	51
2	横浜市が改善を求める事項	52
3	ももの会の弁明	53
4	平成29年9月29日付けももの会の改善報告	53
5	平成29年10月30日付けももの会の報告書	53
6	調査の結果	54
7	指摘された事実の認定と問題点	58
8	本件議事録等に誤りがある原因	60
9	改善策について	61
第5	再発防止について	61
第6	むすび	62
別紙1	保育所への特別指導監査結果に対する改善報告書について	64
別紙2	法人への特別指導監査結果に対する改善報告書について	65

別紙3-1	保護者の皆様へ	66
別紙3-2	質問事項書	67
別紙4-1	一覧表①	68
別紙4-2	一覧表②	69
別紙5	社会福祉法人ももの会旅費規程	71
別紙6	入金表	75
別紙7	金種表	76
別紙8	JA 横浜 普通貯金一覧表	77
別紙9	JA 横浜 定期貯金一覧表	85
別紙10	普通No.2 1取引明細書	86
別紙11	ももの会 現金徴収一覧表	88
別紙12	実費徴収額集計表	89
別紙13	社会福祉法人ももの会職員研修規定	90

第1 第三者委員会設置の経緯及び調査に関する事項

1 第三者委員会の設置に至る経緯

平成28年11月の横浜市による社会福祉法人ももの会（以下、「ももの会」という。）が運営する戸塚芙蓉保育所（以下、「戸塚芙蓉」という。）、南戸塚保育園（以下、「南戸塚」という。）、もも保育園及び丘の上保育園（以下、「丘の上」という。）の一般指導監査、平成29年4月の特別指導監査の結果、二重の支出があり、当時の理事長がこれらの現金を受領していた、向上支援費を不正請求していた、過剰な支出があり、当時の理事長らがこれらの現金を受領していた、保護者から実費名目で徴収した現金が、保育所への入金処理や会計処理されないまま簿外でずさんに処理されていた、保護者からの苦情について不適切な対応をしていた、土曜日給食（昼食）の提供に係る書類等に虚偽の記載があった、平成29年3月27日開催の理事会議事録は、議事の経過・結果を正しく記載していない、平成29年3月27日の評議員選任・解任委員会について、ももの会理事長室において当時の理事長が理事や評議員候補者等の印章を所持し、理事や評議員候補者らが作成に関与していない辞任届や就任承諾書が作成されていた等の事実が判明した。

横浜市は、ももの会に対し、上記の点について平成29年8月10日、「弁明の機会の付与の通知」（こ監第126号、こ保運第1105号）を通知し、これに対して、ももの会から、横浜市に同年8月17日付け弁明書が提出された（以下、保育所に係る弁明書を「本件弁明書」という。）。

横浜市は、同年8月25日、「社会福祉法人ももの会への特別指導監査結果について」（こ監第138号）、「保育所の特別指導監査結果について（通知）」（こ監第138号）及び「小規模保育事業の運営に関する改善指導について（通知）」（こ保運第1107号）にて、ももの会に対し、上記の点についての改善報告書の提出を求め、ももの会は、横浜市に対し、改善報告書を提出した。しかし、横浜市は、ももの会に対し、別紙1「保育所への特別指導監査結果に対する改善報告書について」、別紙2「法人への特別指導監査結果に対する改善報告書について」のとおり、上記改善報告書では徹底した原因調査とその分析が完了したとは認められず、改善策については未提示の事項がある等として再報告を求めるとともに、原因調査等にあたっては、ももの会とは独立した専門家らによる調査、例えば第三者委員会の設置などを検討するよう指示した。

これを受けて、平成29年12月4日、ももの会からの委任を受けて、第三者委員会（以下、「当委員会」という。）が設置された。

2 当委員会の構成

当委員会の構成は、以下のとおりである。

委員長 篠崎百合子（篠崎百合子法律事務所 弁護士）

委員 小林雅信（小林雅信法律事務所 弁護士）

委員 前田康行（MAEDA YASUYUKI 法律事務所 弁護士）

なお、短い調査期間で多くの関係者からヒアリングを実施する必要があったため、当委員会は下記2名の弁護士を補助者として選任した。補助者は、主に一部の関係者のヒアリングを担当した。

田中弘人（横浜港和法律事務所 弁護士）

中嶋慶子（篠崎百合子法律事務所 弁護士）

また、ももの会と各委員及び各補助者との間で、その独立性に影響を及ぼす関係や取引は存しない。

3 調査事項

当委員会の調査事項は、以下のとおりである。

- ①二重の支出が行われた原因の調査
- ②過剰な支出の原因の調査
- ③向上支援費が誤って請求された原因の調査
- ④ずさんな現金の管理が行われていた原因の調査
- ⑤平成29年度の丘の上の職員配置が基準を満たしていなかった原因の調査
- ⑥土曜給食の書類（自己点検表、給食日誌）に誤りがあった原因の調査
- ⑦丘の上の出勤簿について、配置基準を満たしているよう改めて作成した原因の調査
- ⑧保護者からの徴収金について、自己点検表の記載に誤りがあった原因の調査
- ⑨平成29年4月14日付け改善報告書に記載の誤りがあったことの原因の調査
- ⑩議事録に間違った記載がなされた原因の調査
- ⑪役員関係者の印章を使用して、就任承諾書・議事録を作成した経緯の調査
- ⑫改善策の検討

4 調査の方法

(1) ヒアリング

当委員会は、横浜市に対してヒアリングを行い、情報の提供を受けた。

また、ももの会の役員、職員等に対し、下記のとおりヒアリングを行った（なお、以下の肩書きは平成30年1月当時のものである）。

ア ももの会の役員

- 氏（理事長）（以下、「理事長」という。）
- 子氏（前理事長、戸塚芙蓉保育所施設長）（以下、「前理事長」という。）
- 氏（前理事）（以下、「A」という。）
- 氏（評議員、初代理事長■■■■氏（以下、「初代理事長」という。）の妻）（以下、「B」という。）
- 氏（監事）（以下、「C」という。）
- 氏（評議員、前理事）（以下、「D」という。）
- 氏（評議員、前理事）（以下、「E」という。）
- 氏（理事）（以下、「O」という。）
- 氏（監事、評議員選任解任委員）（以下、「K」という。）
- 氏（理事）（以下、「L」という。）
- 氏（評議員選任解任委員（外部委員））（以下、「M」という。）
- 氏（評議員）（以下、「N」という。）
- 氏（評議員）（以下、「P」という。）
- 氏（評議員）（以下、「Q」という。）
- 氏（理事）（以下、「R」という。）
- 氏（前理事）（以下、「S」という。）
- 氏（理事）（以下、「T」という。）

なお、以下の役員については、ヒアリングは行っていないが、略称は括弧内記載のとおりとする。

- 氏（以下、「F」という。）
- 氏（以下、「H」という。）
- 氏（以下、「I」という。）

- 氏 (評議員) (以下, 「U」という。)
- イ ももの会の職員
- 氏 (もも保育園施設長) (以下, 「もも施設長」という。)
- 氏 (丘の上施設長) (以下, 「丘の上施設長」という。)
- 氏 (南戸塚施設長, 前理事) (以下, 「南戸塚施設長」又は「理事 J」という。)
- 氏 (芙蓉保育園施設長) (以下, 「芙蓉施設長」という。)
- 氏 (東戸塚赤ちゃん保育園施設長) (以下, 施設長について, 「東戸塚施設長」といい, 施設について「東戸塚」という。)
- 氏 (保育士) (以下, 「職員①」という。)
- 氏 (保育士) (以下, 「職員②」という。)
- 氏 (保育士) (以下, 「職員④」という。)
- 氏 (保育士) (以下, 「職員⑤」という。)
- 氏 (栄養士) (以下, 「職員⑥」という。)
- 氏 (元職員, 栄養士) (以下, 「職員⑦」という。)
- 氏 (保育士) (以下, 「職員⑧」という。)
- 氏 (事務担当職員, 旧姓「■■■■」) (以下, 「職員⑨」又は「職員 G」という。)
- 氏 (事務担当職員) (以下, 「職員⑩」という。)
- 氏 (保育士) (以下, 「職員⑪」という。)
- 氏 (保育士)

なお, 以下の職員 (元職員を含む) については, ヒアリングは行っていないが, 略称は括弧内記載のとおりとする。

- 氏 (保育士) (以下, 「職員③」という。)
- 氏 (以下, 「職員⑫」という。)
- 氏 (以下, 「職員⑬」という。)
- 氏 (元職員) (以下, 「職員⑭」という。)
- 氏 (以下, 「職員⑮」という。)
- ウ ■■■■氏 (株式会社MAN90代表取締役) (以下, 「MAN社代表」という。)
- エ ももの会保護者4名
- オ 他の保育園経営者3名

(2) 関係書類の確認, 検証

当委員会は, ももの会等から, 横浜市からの一般指導監査, 特別指導監査に関する通知書一式, ももの会から横浜市に提出した弁明書一式, 改善報告書一式, 関係する収入支出調書兼仕訳伝票 (以下, 「仕訳伝票」という。) 一式 (但し, 下記のとおり当委員会の再三の要請にもかかわらず一部提出されなかった仕訳伝票がある), 総勘定元帳 (平成28年度, 平成27年度), 定款 (平成29年4月1日施行分とその改正前の定款。改正前の定款を以下, 「旧定款」という。), 定款規則, 役員名簿, 組織図, 親族等関係図, ももの会経理規程 (平成24年4月1日制定, 平成28年4月1日改正のもの。以下, 「本件経理規程」という。), 海外研修シラバス, 職員配置表, 勤務表 (芙蓉保育園 (平成24年度~平成28年度), もも保育園 (平成24年度~平成28年度, 南戸塚 (平成24年度~平成28年度), 戸塚芙蓉 (平成25年度~平成28年度), 丘の上 (平成28年度)), 給食日誌 検食簿 (芙蓉保育園 (平成25年度~平成28年度), もも保育園 (平成24年度~平成28年度), 南戸塚 (平成24年度~平成28

年度), 戸塚芙蓉 (平成25年度~平成28年度), 丘の上 (平成28年度)), 理事会議事録 (平成24年以降のもの) 一式, 給食会議議事録 (平成25年度~平成28年度), 日別シフト表 (サンプル), 月別シフト表 (サンプル), 雇用状況報告書 (芙蓉保育園 (平成25年度~平成28年度), もも保育園 (平成25年度~平成28年度), 南戸塚 (平成24年度~平成28年度), 戸塚芙蓉 (平成25年度~平成28年度), 丘の上 (平成28年度), 自己点検表 (芙蓉保育園 (平成24年度~平成28年度), もも保育園 (平成24年度~平成28年度), 南戸塚 (平成24年度~平成28年度), 戸塚芙蓉 (平成25年度~平成28年度), 丘の上 (平成28年度)), 芙蓉保育園, もも保育園及び戸塚芙蓉に係る各開園時から平成28年度までの集金表 (但し, 芙蓉保育園の平成15年度分を除く), 南戸塚に係る実費徴収を記録したノート (平成25年度から平成28年度), 丘の上に係る平成28年度オムツ券購入記録票及び教材費徴収簿, 履歴事項全部証明書, 退職者一覧表, 前理事長の陳述書, 園苦情解決規定, 要望・苦情対応マニュアル, 保護者・地域住民・職員意見要望受付報告, 保護者等意見集計表, 保護者の意見受け付け書, 第三者委員からの苦情報告受付マニュアル, 要望・苦情の話し合い結果 (状況) 報告書, 平成24年~28年度芙蓉保育園集金表, ももの会の文書管理規程 (案), ももの会職員研修規程 (案), ももの会旅費規程 (案), 経理規程 (案), 法人管理規程 (案) など関係書類の提出を受け, 調査した。

- (3) その他, ももの会名義の銀行口座に関する入金金種について金融機関に照会をした。また, 前理事長の個人口座の取引履歴に関し, 弁護士法第23条の2による照会手続を行った。後記のとおり, その後, 前理事長の協力を得て, 任意で前理事長の個人口座に関する取引履歴を入手できたことから, 上記照会は取り下げた。さらに, 保護者から苦情に関する意見・情報を入手するため, 各施設に当委員会の連絡先を明示した書面 (別紙3-1「保護者の皆様へ」) を掲示した。

5 当委員会の活動経過

当委員会は, 下記のとおり委員会を開催した。

- ① 平成29年12月6日 第1回第三者委員会
- ② 平成29年12月8日 第2回第三者委員会
- ③ 平成29年12月15日 第3回第三者委員会
- ④ 平成29年12月20日 第4回第三者委員会
- ⑤ 平成29年12月22日 第5回第三者委員会 (ヒアリングを含む)
- ⑥ 平成29年12月27日 第6回第三者委員会
- ⑦ 平成30年1月9日 第7回第三者委員会
- ⑧ 平成30年1月10日 第8回第三者委員会 (ヒアリングを含む)
- ⑨ 平成30年1月11日 第9回第三者委員会 (現地調査, ヒアリングを含む)
- ⑩ 平成30年1月12日 第10回第三者委員会 (ヒアリングを含む)
- ⑪ 平成30年1月16日 第11回第三者委員会 (ヒアリングを含む)
- ⑫ 平成30年1月18日 第12回第三者委員会 (ヒアリングを含む)
- ⑬ 平成30年1月19日 第13回第三者委員会 (ヒアリングを含む)
- ⑭ 平成30年1月22日 第14回第三者委員会 (ヒアリングを含む)
- ⑮ 平成30年1月24日 第15回第三者委員会 (ヒアリングを含む)
- ⑯ 平成30年1月25日 第16回第三者委員会 (ヒアリングを含む)
- ⑰ 平成30年1月26日 第17回第三者委員会 (ヒアリングを含む)
- ⑱ 平成30年1月29日 第18回第三者委員会 (ヒアリングを含む)

- ⑲ 平成30年1月30日 第19回第三者委員会 (ヒアリングを含む)
- ⑳ 平成30年2月1日 第20回第三者委員会 (ヒアリングを含む)
- ㉑ 平成30年2月3日 保護者説明会出席・第21回第三者委員会
(現地調査, ヒアリングを含む)
- ㉒ 平成30年2月5日 第22回第三者委員会 (ヒアリングを含む)
- ㉓ 平成30年2月9日 第23回第三者委員会 (ヒアリングを含む)
- ㉔ 平成30年2月16日 第24回第三者委員会
- ㉕ 平成30年2月20日 第25回第三者委員会
- ㉖ 平成30年2月22日 第26回第三者委員会
- ㉗ 平成30年2月26日 第27回第三者委員会
- ㉘ 平成30年2月27日 第28回第三者委員会

なお, 上記は, 委員のうち2名以上が出席して開催した会合のみを記載したものである。上記以外に委員が単独でヒアリングを実施し, 補助者2名がそれぞれヒアリングを実施している。また, 各委員が, ももの会関係者, 横浜市から聞き取りを行い, 必要な調査を行う等しており, 当委員会の活動は, 上記に限られない。

6 調査の留意点等

本報告書は, 横浜市から指摘を受けた一連のももの会における問題点について, その原因を調査・分析し, その調査・分析を基に, 改善策について提言を行うことを目的としている。

当委員会は, 上記の目的を達成するために可能な限りヒアリングを実施したが, ももの会には関わりたくないという理由でヒアリングを拒否した関係者がおり, また時間的制約もあり実施対象から外さざるを得なかった関係者もいた。

当委員会は, ヒアリングを実施した施設長, 職員の多くが, 当委員会に積極的に協力し, ありのままの真実を包み隠さず述べているとは考えていない。横浜市に対しては具体的に述べていた事柄に対し, 曖昧な話を繰り返したり, 記憶にないとは考えられない事柄に対し, 覚えていないと話したり, さらに前理事長を庇っているとしか考えられない発言も多く見られた。

当委員会には強制的な調査権限はなく, このような施設長, 職員に対し, 必ずしも十分なヒアリングが実施できた訳ではない。

当委員会としては, 関係者のパソコン等の解析を実施したいと考えたが, 時間的制約もあり, 見送らざるを得なかった。

また, 以下で述べるとおり, ヒアリングをほぼ終えた段階で, 当委員会に対し非常に重要な情報が寄せられた。この情報を基に, 可能な範囲で調査をしたが, 時間的な制約から調査を完結することはできなかった。

第2 前提事実

1 ももの会の法人概要

ももの会は, 昭和48年に戸塚芙蓉保育所として事業を開始し, 平成13年に社会福祉法人となり, 以後, 平成14年4月に芙蓉保育園, 平成18年4月にもも保育園, 平成20年4月に南戸塚, 平成25年4月に戸塚芙蓉, 平成27年4月に東戸塚, 平成28年4月に丘の上を設立・開園し, 事業を拡大させた。

ももの会は、上記のとおり平成13年11月27日、設立された社会福祉法人である。登記簿上の主たる事務所は、横浜市戸塚区戸塚町3417番地であり、その事業目的は、社会福祉法（以下、「法」という。）上の第二種福祉事業である保育所の運営である。

ももの会が運営する保育所は、横浜市内認可保育所が5施設（芙蓉保育園、もも保育園、南戸塚、戸塚芙蓉、丘の上）小規模保育事業所1施設（東戸塚）であり、各施設の開設年月日は以下のとおりである。

芙蓉保育園 平成14年4月1日
 もも保育園 平成18年4月1日
 南戸塚 平成20年4月1日
 戸塚芙蓉 平成25年4月1日
 丘の上 平成28年4月1日
 東戸塚 平成27年4月1日

ももの会の役員構成は、以下のとおりである。

役職	平成29年3月27日 時点	平成30年2月1日 時点
理事長	前理事長	理事長
理事	J	前理事長
	T	T
	E	R
	A	O
	理事長	L
	B	
監事	D	
	C	C
評議員	K	K
		B
		D
		E
		U
		P
		N
	Q	

2 ももの会における前理事長親族の関与状況

初代理事長は前理事長の要請により理事長に就任した。初代理事長は、平成19年病気のため理事長を辞し、同年から前理事長が理事長に就任した。前理事長は平成29年11月までももの会の理事長であり、戸塚芙蓉の施設長を兼務していた。

南戸塚施設長は、前理事長の実の妹であり、もも施設長は、前理事長の長女である。また、前理事長の二女である職員②は丘の上の主任保育士であり、前理事長の姪である職員⑩は、後記のとおり会計責任者の地位にある。その他に前理事長の甥である職員⑫が事務職員、前理事長の甥であり南戸塚施設長の長男である職員⑬が保育補助として、いずれもももの会に勤務しており、職員⑨及び職員⑮はいずれももも施設長の高校時代の友人である。

第3 各施設への特別監査に係る調査結果と原因の分析

1 二重の支出について

(1) 横浜市からの指導内容

横浜市の特別指導監査において、平成24年度から平成28年度（以下、「当該期間」という。）の支出で、物品を立て替え払いで購入した者が、同一の領収書を用いて異なる施設に請求し、それぞれの施設から現金の払い戻しを受ける行為があり、これにより物品の購入者は計47万7213円を過剰に受け取っていた、との指摘を受け、①納品事実不明な支出について各施設へ返還する。上記47万7213円以外にも二重の支出がないか調査し、過剰に支払われた金額を確定し、これらの経費の受取人は、平成29年度中に施設に返還する ②二重の支出が行われた原因を調査する ③再発防止に向けた改善内容を横浜市に報告する、ようにとの指導がなされた。

(2) 二重請求の方法

上記47万7213円の二重請求は、同一領収書の首標部分と明細部分を切り取り、それぞれ別の施設に請求するという方法（以下、「本件請求方法1」という。）によるものが30件で、小計37万5933円、同一の領収証を用いて別々の施設に請求するという方法（以下、「本件請求方法2」という。）によるものが5件で、小計10万1280円であった。

(3) ももの会の弁明内容

ももの会は、本件弁明書において、上記47万7213円については、いずれも前理事長がももの会の各施設に請求し、支払いを受けた事実を認めた上で、「1回の物品購入の領収証（兼明細書）を、2通の仕訳伝票に貼付した経緯」について、「同じ物品を複数の施設のために分けて購入した際、購入店の混雑等のため、施設数と同数の領収証の発行を受けられなかったり、発行を受けた領収証を紛失したりすることがあった。この場合に、購入日や金額を記録する目的で、明細書を貼付していた」と弁明している（以下、「本件弁明1」という。）。

また、「平成26年9月16日に8240円の物品を購入した際の領収証及び明細部分を、2施設の仕訳伝票におこしているとの指摘」について、「同日のクレジットカード利用明細を見れば、前理事長は、同額の支払いを2回行ったことが明らかであり、受領した金額に誤りはないと考えられる」と弁明している（以下、「本件弁明2」という。）。

(4) 前理事長の弁明内容

ア 前理事長が当委員会に提出した平成29年12月18日付け陳述書（以下、「前理事長陳述書」という。）においても、前理事長は、本件弁明1及び本件弁明2と同一内容の弁明をしている。

イ 前理事長は、当委員会のヒアリングに対し、以下のとおり述べている。

即ち、同一領収書の首標部分と明細部分を切り取った理由について、切り取る作業は前理事長が行ったことを認めた上で、「このA4の紙にこうだらだらと長くなると、

ファイリングするときにこうはみ出てきてとても邪魔なんです。だから、形を整えるという意味で、金額がわかっていればいいと思って切りました」と述べている。

また、「前半の締めですって言われて、あったのを一緒にそこにあるものくっつけるという作業をしたときに私が切ったものを、金額が同じような形の領収書って書いてあるのと、ここに領収書って書いてないもののがあったんです。それを貼ることを手伝ってくれた職員が、本当にその一文字あるかないかだけの違いだったので、間違えて貼ったというものを私が見直せてなかったということなんです。故意にじゃないんです」と述べている。

(5) 経理規程

提出を受けたももの会の本件経理規程には、以下のような定めがある。

統括会計責任者、会計責任者及び出納職員について、第7条において、「当法人の経理事務に関する統括責任者として、統括会計責任者を置く」、「第5条第2項の各拠点区分には、それぞれの経理事務の責任者として会計責任者を置く。ただし、会計責任者としての業務に支障がない限り、1人の会計責任者が複数の拠点区分の会計責任者を兼務することができる」、「第5条第2項の各拠点区分は、会計責任者に代わって一切の経理事務を行わせるため、出納職員を置く。ただし、出納職員としての業務に支障がない限り、1人の出納職員が複数の拠点区分の出納職員を兼務することができる」と定められている。

会計伝票について、第12条において、「すべての会計処理は、会計伝票により処理しなければならない」、「会計伝票は、証憑に基づいて作成し、証憑は会計記録との関係を明らかにして整理保存するものとする」、「会計伝票には、勘定科目、取引年月日、数量、金額、相手方及び取引内容を記載し、会計責任者の承認印又は承認のサインを受けなければならない」と定められている。

支出の手続について、第25条において、「金銭の支払いは、受領する権利を有する者からの請求書、その他取引を証する書類に基づいて行う」、「金銭の支払いを行う場合には、会計責任者の承認を得て行わなければならない」、「金銭の支払いについては、受領する権利を有する者の署名又は記名捺印のある領収書を受け取らなければならない」と定められている。

支払期日について、第26条において、「毎月末日までに発生した債務の支払いは、小口払い及び随時支払うことが必要なものを除き、翌月20日に行うものとする」と定められている。

(6) ヒアリング等の結果

関係者へヒアリングを実施し、提出資料を検討した結果、ももの会において個人がももの会・各施設に必要なものを購入した場合の当該期間の立替金の精算方法、本件請求方法1及び2について、以下のような事実が認められる。

ア 統括会計責任者等

前理事長は、統括会計責任者について平成28年度は職員⑩及び職員⑨の2名であり、会計責任者は平成26年度までは南戸塚施設長で、平成26年度以降は職員⑩であり、出納職員は職員⑮他2名（他2名の職員については、提出を受けた職員名簿に該当者を確認できなかった）であった旨述べている。

イ 仕訳伝票

(ア) 提出を受けた仕訳伝票には、「支払決済」欄、同欄中に「取扱者」、「園長」、「担当者」、「理事長」の各押印欄があるものがほとんどであり、一部「園長」の押印欄がなく「取扱者」、「担当者」、「理事長」の各押印欄があるだけのものがあつた。本件

経理規程第12条に照らし、また理事長の説明によると、このうち「取扱者」は立て替え払いをした者の申請印あるいは当該伝票の作成（起案）印、「園長」は各施設長の承認印、「担当者」は会計責任者の承認印、「理事長」は理事長の承認印の各押印欄を意味するものと考えられる。

また、仕訳伝票には「領収印」欄があり、立て替え払いした者（取扱者）が立替金をももの会から領収した旨の印を押印することになっている。

(イ) 上記35件分の仕訳伝票について、「取扱者」欄にはすべて前理事長、「担当者」欄には職員⑩あるいは前理事長（戸塚芙蓉に関するものについては職員⑭、南戸塚については職員⑪、芙蓉保育園については職員⑨の押印があるものが一部確認された）、「理事長」の欄には前理事長の押印があり、「領収印」欄には立替金を受領した日にちと思われる記載が手書きされているもの、前理事長の押印があるもの、日付の記載と前理事長の押印があるもの、何の記載も押印もないものがあつた。

また、上記35件以外で二重請求の可能性のあるものとして、新たにももの会から提出を受けた仕訳伝票（但し、一部は当委員会の要請にもかかわらず未提出）も、上記とほぼ同様の状況であつた。

(ロ) 本件請求方法1に関する仕訳伝票各30通、計60通には、領収書番号が同一の領収書の首標部分と明細部分が切断され、それぞれ1つが貼付されていた。

また、本件請求方法2に関する仕訳伝票各5通、計10通には、同一の領収書番号の同一と思われる領収書がそれぞれ貼付されていた。

ウ 立替金の精算方法

1000円を超える立替金については、以下のような精算方法がとられていたと認められる。

即ち、立て替え払いした職員が領収書を貼付した仕訳伝票を作成し、各施設の施設長及び会計責任者が確認・承認をする。施設長及び会計責任者の確認・承認後、会計担当の職員が金融機関に対する払戻請求書を作成し、前理事長が同請求書に銀行の届出印（法人印）を押し、基本的に職員⑩が金融機関で払い戻し手続をし、立て替え払いした職員に立替金を支払い、立替金の返還を受けた職員が領収印を押すか、領収した日にちを手書きする。

エ 前理事長の立替金の精算方法

前理事長が立て替え払いをした場合は、以下のような精算方法がとられていたと認められる。

即ち、前理事長が領収書を貼付した仕訳伝票を作成し、前理事長あるいは職員⑩が金融機関への払戻請求書を作成し、前理事長が同請求書に法人印を押し、職員⑩が金融機関で払い戻し手続をし、前理事長に立替金を支払う。

また、会計責任者等の会計担当職員が前理事長が作成した仕訳伝票を手にし、前理事長の立て替え払いの事実等を知るのには、立替金の精算が終わった後であるとの証言があつた。

なお、前理事長は、日常的に立て替え払いをしていたが、職員が立て替え払いを日常的に行うことはなかつた。

オ 本件請求方法1に関与した職員について

前理事長は、貼付の作業を手伝った職員について、職員⑩、職員⑨、もも施設長のうちの誰かだと思ふ旨述べている。

職員⑨は、切り取り及び貼付の作業に関与していない旨述べた上で、手伝う可能性のある職員としては、職員⑩が考えられる旨証言している。

また、もも施設長は、切り取り及び貼付の作業について、「私は見てないので、(誰が手伝ったのか) わからない」旨証言している。

職員⑩は、前理事長の「前理事長が手伝ってもらった職員がいる」との話を受けて、「職員といっても多分私だと思うんですけど」と証言し、職員⑩以外に手伝う可能性のある職員はいるのかという質問に対し、「恐らくそういう仕訳伝票の類いは、他の人には頼んでないと思う」旨証言している。また、切り取り及び貼付の作業について、切り取る作業を手伝ったことはない旨証言した上、「貼ってちょうだいと言われたら貼りますね」等と証言し、貼付の際に自分が関与したことについて明確に認める旨証言せず、一方で積極的に否定する旨証言しない等曖昧な証言に終始している。

切り取り及び貼付の作業について、上記3名以外の職員、施設長にヒアリングを実施したが、これらの行為を目撃した旨証言する職員等はいなかった。

以上により、請求書の首標部分と明細部分を切り取る行為は、前理事長が一人で行い、仕訳伝票に切り取った首標部分と明細部分を貼付する作業は、前理事長が行い、職員⑩が手伝っていた可能性がある。

カ 同一領収書の首標部分と明細部分を切り取った理由

前理事長の弁明内容は前記のとおりである。

一方、理事長は、当委員会のヒアリングにおいて、理事長が前理事長に平成30年1月25日、26日頃に、同一領収書の首標部分と明細部分を切り取った理由について尋ねたところ、前理事長は理事長に対し、「何を買った商品というのを別に把握したいために(明細部分を)領収書と切り離した」と説明した旨証言した。

(7) 当委員会の判断

ア 本件請求方法1について

(ア) 前理事長は、上記35件について、前理事長が二重の支出を受けたことを認め、既に47万7213円を各施設に返還しており、上記35件が二重の支出であったこと、二重の支出を受けたのが前理事長であったことについて争いはない。

ももの会の弁明の中心は本件請求方法1に関するものであることから、ここではまず本件請求方法1について判断することとする。

なお、本件弁明2について、念のため以下のとおり指摘する。

前理事長は、平成26年9月16日に8240円の支払いを2回受けており、受領した金額に誤りはない旨弁明する。しかし、同日の同額の仕訳伝票は2通ではなく、芙蓉保育園宛、南戸塚宛、戸塚芙蓉宛の3通があり、このうち添付されている領収書等の番号が一致する南戸塚に関する支払、戸塚芙蓉に関する支払は、二重の支出に該当することは明らかである。

以上により、本件弁明2は理由がない。

(イ) 上記のとおり、同一領収書の首標部分と明細部分を切り取ったのは前理事長であり、切り取ったものを仕訳伝票に貼付したのも前理事長であり、職員⑩がそれを手伝っていた可能性がある。

前理事長は、上記のとおり二重の請求は故意ではなく、「手伝ってくれた職員が間違えて貼ったという」単純なミスであると弁明する。

しかし、関係者からヒアリングをした結果、切り取ったものを仕訳伝票に貼付するのを手伝ったと明確に証言した職員はおらず、誰も手伝っていないとすると、上記前理事長の弁明は合理性を欠くものとなる。

(ウ) 仮に、職員⑩が手伝っていたとしても、何故同一領収書の首標部分と明細部分を切り取る必要があったのかという大きな疑問が残る。

本件弁明書及び前理事長陳述書では、本件弁明1のとおり、即ち、「購入店の混雑等のため、施設数と同数の領収証の発行を受けられなかったり、紛失したことがあった」ため、その分も請求するために明細部分を切り取り、仕訳伝票に貼付した旨説明・弁明している。しかし、明細部分を切り取り、仕訳伝票に貼付したケースは相当多数あり、本件弁明1は説得的とは言えないと考える。

前理事長は当委員会に対し、本件弁明1についてはまったく言及せず、本件弁明1とはまったく別の理由、即ち、A4の紙にファイリングするときに大きすぎると邪魔になるので、形を整えるために切り取ったとその理由について説明・弁明している。しかし、大きすぎるのであれば、切り取るのではなく、折れば足りると言える上に、提出を受けた上記35件以外の仕訳伝票の中には、実際、はみ出た形でファイリングされている仕訳伝票もあり、前理事長の上記説明・弁明は合理性に欠けている。

さらに前理事長は、理事長に対しては、上記2つの理由とはまったく別の理由、即ち、何を買ったのか別に把握したいために切り取ったと述べている。しかし、首標部分と明細部分を切り取ると、かえって何を買ったのか把握しにくくなるだけである上、そもそも何を買ったのか「別に把握する」必要性があるとは考えられず、この理由も合理性に欠けている。

以上のとおり、前理事長は、不自然に本件請求方法1に関する説明・弁明を変遷させている上、いずれの説明・弁明も合理性に欠けており、本件請求方法1の真の理由を述べていないと判断せざるを得ない。

- (エ) 前理事長の「A4の紙にファイリングするときにはみ出て邪魔なので、切り取った」との説明を前提にすると、「A4の紙にファイリングするとき」とは、正に「A4のサイズである仕訳伝票に領収書を貼るとき」の意味であり、切り取り作業と仕訳伝票に領収書等を貼る作業は一連の作業として同時期になされたことになる。実際、仕訳伝票に領収証等を貼るために、切り取り作業を行うのが自然であり、両作業は同時期になされたと考えるのが合理的である。

このように、両作業が一連の作業としてなされたとすると、予め切っていた明細部分を間違えて貼付したという前理事長の弁明は成立しないことになる。

以上に加えて、上記のとおり前理事長は当委員会に対し、本件請求方法1の真の理由を述べていないこと、逆に言うと、当委員会に対し述べることのできない理由により本件請求方法1をとったと考えられること、後記のとおり、前理事長は保護者等から徴収した実費等について、長年にわたり違法に自分の口座に入金していたこと、自身の違法行為を隠蔽するため、当委員会に対し、虚偽の説明・弁明を繰り返し述べていたこと等を勘案すると、前理事長は、正に二重の請求をするために、同一領収書の首標部分と明細部分を切り取り、2つの仕訳伝票に貼付し、それぞれ別の施設に請求していた可能性が高いと言わざるを得ない。

前理事長以外に上記違法行為に関与した者がいるか確定的な判断はできないが、前理事長の説明、関係者のヒアリングを基にすると、職員⑩が関与していた疑いが残る。

イ 本件請求方法2について

- (ア) 本件請求方法2に関する仕訳伝票に貼付されていた領収書は、いずれも同一の店舗の同一の従業員によりレジ打ちされたレシートであり、日時まで同じものであった。横浜市の調査によると、当該従業員は当該店を既に退職しており、当該店でも同一のレシートが何故2通発行されたのか不明であるとのことである。

当委員会でも、当該従業員に対するヒアリング調査等を実施できておらず、同一内容かつ同じ日時が印字されたレシートが何故2枚打ち出されたのか、その仕組み・真相を解明することはできなかった。

前理事長が、このように同じレシート2枚を所持している理由・事情が不明である以上、本件請求方法2については、前理事長が意図的に二重の請求をしたとまでは言えない。

しかし、同じレシートを用い、1件を除き同じ日に仕訳伝票を作成し、各2施設に同一の請求をしていること等を考えると、前理事長には、二重の請求について少なくとも過失があったと言える。

(イ) 前理事長の説明等を前提にすると、前理事長が立て替えた場合には、本件経理規程に従った処理がとられていなかった。即ち、多くの場合には、前理事長だけの承認印でこれらの支出が処理されており、会計責任者のチェックがない状態であった。また、本件請求方法2に関する仕訳伝票の担当者欄には、職員⑩、職員⑪の承認印が押されているものもあったが、これらの承認印も立替金の精算後になされた形式的なものと考えられる。また、前理事長は、立替金の精算について期末にまとめて処理していた旨証言しており、この点でも本件経理規程に従った処理がなされていなかったことになる。

前理事長が立て替えた場合、経理規程に従って会計責任者が事前・事後にチェックし、承認する手続を厳格に行っていたなら、二重の請求に気付いた可能性があり、本件請求方法2に関する二重の支出の原因は、経理規程に従った会計責任者の承認手続等を厳格に行っていなかったことにもあると考える。

(8) その他の二重支出

横浜市からももの会に対し、上記47万7213円の二重支出以外に、領収書番号が印字及び記載されていない証憑類について二重の支出がないか調査し、過剰に支払われた金額を確定し、これらの経費の受取人は、平成29年度中に施設に返還するよう指示されている。

ももの会は上記指示を受けて、当委員会に対し、関係する仕訳伝票の写し（但し、一部は未提出）を提出するとともに、二重の支出の可能性のある支出について別紙4-1一覧表①（以下、「一覧表①」という。）を提出した。また、一覧表①の作成に協力したMAN社代表からも、別紙4-2一覧表②（以下、「一覧表②」という。）の提出を受けた。

一覧表①によると、「明らかにダブっている」支出の合計額は36万9371円であり、「ダブっているかどうか判明しない」支出の合計額は、同一一覧表で「ダブっていない」と記されているものを含め15万6332円である。

また、一覧表②によると、二重の支出の可能性のある支出は上記36万9371円に加えて別に21万465円があり、これを合計すると57万9836円であり、その他二重の支出か否か不明な支出が15万6332円ということになる。

理事長及びMAN社代表は当委員会に対し、一覧表①及び一覧表②は、理事長、MAN社代表、職員⑨及び職員⑫が調査・検討し、一覧表①及び一覧表②のとおり特定した旨説明し、前理事長はこの調査・検討に加わっていない旨述べている。

当委員会の委員が平成30年2月3日に南戸塚で行われた保護者説明会を傍聴した際、ももの会の顧問弁護士（以下、「顧問弁護士」という。）から、「（一覧表①及び一覧表②に）誤りがあり、二重の支出をした額は少なくなる」旨の説明を受けた。その後、当委員会が理事長に電話をし、顧問弁護士の説明について確認したところ、これを認めた。

そこで、理事長に対し、修正した一覧表を速やかに提出し、修正した理由を資料を基に説明するよう求めたが、これらの提出はなかった。

以上に加えて、本報告書の提出期限の関係で、その他の二重の支出について十分な調査・検討ができなかった。そこで、本報告書では、一覧表①、②を添付するものであるが、ももの会は横浜市に対し、一覧表①及び一覧表②に修正が必要な場合には、⑦一覧表①及び一覧表②の修正項目を特定した上、修正した理由を明らかにし、④修正を根拠付ける資料を提出するとともに、一覧表①で「ダブっているかどうか判明しない」支出について、最終的に二重の支出か否か明らかにし、そのように判断した理由・根拠を明らかにすべきである。

2 過剰な支出について

(1) 横浜市からの指導内容

横浜市の特別指導監査において、平成28年度の支出内容について前理事長及び職員である前理事長の親族は、高額な移動手段を用いて函館への研修に参加しその経費を保育所委託費から受領していたが、監査時にはこのような移動手段を用いたことを説明せず、調査により事実と異なっていたことが判明した。また、この費用については保育所委託費からの支出としては相当とは認められないものであったとして、①保育所の運営に照らして相当とは認められない経費を精査し、その額を確定し、平成29年9月29日までに速やかに施設へ返還する ②原因調査と再発防止に向けた改善内容を報告する ③他にも同様な事例がないか調査し、過剰に支出された金額を確定し、平成29年度中に施設へ返還する、ようにとの指導がなされた。

(2) ももの会の弁明内容

ももの会は、本件弁明書において、「前理事長が、監査時に、飛行機で移動した旨説明したのは、記憶違いによるものであり、意図的に実際と異なる説明をした事実はない」、「函館研修に際し、市が問題としているのは①前泊②北海道新幹線の利用③新幹線グランクラスの利用の3点であると思われる」、「①前泊については、研修運営側で用意した前泊が含まれるオプション（以下、「本件オプション」という。）を申し込んだことを失念し、独自に前泊を手配してしまった誤りは認め、費用を精査して返還する予定である」、「③グランクラスの利用については、これを不相当と断定する市の見解には違和感を覚えざるをえない。前理事長は、日々子どもと接する者は何事も最先端に触れ実際に経験すべきであるという考え方に感銘を受け、これを実践し、他の職員にも勧めている。また、法人に移動手段を制限した規定はなく、「実費」と定められているのみであり、遡って不相当とすることには疑義が生じる」、「もっとも、法人の会計規律という点から、市の見解を受け入れ、今後は、例えば、電車移動についてはグリーン車までとする等、移動手段に制限を設けることとし、遡って、グランクラスとの差額の支払いを検討することとする」（以下、「本件③に関する弁明」という。）と弁明している。

(3) 過剰な支出の返還

ももの会が横浜市に提出した平成29年9月29日付け「函館研修移動手段についての報告書」において、「等級が2つの場合（普通車・グリーン車）において、特に遠距離の場合、上等のものを選択することが許されるのが一般的である。当法人においても、そのように定める予定であるが、グランクラス（3等級の内最上のもの）については相当性に疑義が生じ得る」、「今回の出張においては、本件オプションを申し込んでいたにもかかわらず、重複して予約したものであり、過剰な支出である」、「以上より、研修のために相当な支出と考えられるのは、函館までの乗車券及び北海道新幹線特急券及びグ

リーン券のみである]、「インターネット運賃検索(YAHOO!路線情報)によれば、平成28年10月における、函館までの乗車券及び北海道新幹線特急券及びグリーン券料金合計は60,770円である。この金額と、既に支出した研修費91,600円の差額30,830円について、支出を受けた者に対し、返還を求めるべきであると考え、該当者に請求し、全額の返還を受けた」と記しており、既に前理事長、もも施設長及び職員②は、既に上記3万830円を該当する施設に返還しており、横浜市も平成29年11月20日付け「保育所の特別指導監査結果改善報告について(指導)」において、過剰な支出について返還済であることを確認している。

(4) 過剰な支出の原因

当委員会が実施したヒアリングにおいて、ももの会における交通手段について回答した各施設長を含めた職員は、いずれも異口同音に「ももの会では最初の研修のとき、そして出張等の際にも一番安い交通手段を使うよう指示されており、実際そうしている」、「遠回りになっても一番安い交通手段を使うよう具体的に指示されており、出張のときはネットで一番安い交通手段を検索し、その手段を使っている」、「グリーン車を使用して出張したことは一度もない」旨証言している。

これらの証言によれば、ももの会には、明文化されてはいないものの、少なくとも各施設長を含めた職員に関して、事実上出張等の移動の際には一番安い交通手段を使用し、グリーン車は利用しないという内規があったと認められる。したがって、本件③に関する弁明、具体的には「法人に移動手段を制限した規定はない」との点、「前理事長は、何事も最先端に触れ実際に経験すべきであるという考え方」に基づきグランクラスを利用したと主張しており、「他の職員にも勧めている」と述べている点が、上記証言に照らして事実と合致するのか疑問であると言わざるを得ない。

以上の事実に加えて、後記のとおり職員②のみが有給で海外研修をした事実を考え合わせると、前理事長のももの会の私物化、前理事長親族の公私混同が過剰な支出の原因であったと断じざるを得ない。

(5) 改善策

理事長から当委員会に対し、別紙5「社会福祉法人ももの会旅費規程」(以下「本件旅費規程」という。)が提出された。

理事長の説明では、本件旅費規程はMAN社代表が中心となって作成したもので、仮案であり、ももの会内において未検討である、とのことである。

当委員会において、本件旅費規程を検討したが、特段不合理な点は見当たらなかった。

今回問題となっているのは、合理的であり、公平かつ明確な旅費の基準であるが、この点については本件旅費規程第7条に定めがあり、上記要請を満たしていると考えられる。

但し、上記要請を満たした上で、各施設長、職員等の現場の意見も反映させ、実情に適合させる必要がある。また、本件旅費規程第4条に定める「定額」が具体的に何を意味するか、可能な限り明示すべきであり、この点を含めさらに本件旅費規程について、ももの会において検討した上で、旅費規程を確定すべきである。

3 向上支援費の請求について

(1) 指摘された事実

向上支援費の請求は、施設ごとに「横浜市における保育・教育に係る向上支援費取扱要領に規定する雇用状況表(第2号様式の2(保育所))」に職員の雇用状況を記載し、毎月15日までに提出することになっている。

平成28年度の保育・教育に係る向上支援費の請求において、労働時間が少ない又は

実際には施設に出勤せず勤務しない職員であることを事前に認識していたが、実際の勤務予定状況よりも多くの勤務となる形で雇用状況表に記載されていること、雇用状況表に記載されていた職員について、当該施設に出勤していないことなど誤りがある向上支援費が請求されていた。

なお、向上支援費とは、保育・教育の質の向上を図るため、国基準を超える職員配置や食育推進保育の実施内容に応じ、国の公定価格に上乘せをして助成する「横浜市独自の助成費用」である。

(2) 指摘項目

ア 誤りがある向上支援費の請求について、その額を確定させ、平成29年9月29日までに横浜市について返還すること。

イ 原因の調査をする。

ウ 再発防止に向けた改善策を平成29年10月31日までに横浜市に報告すること。

(3) 具体的な事実

ア 職員① 丘の上

職員①について、平成28年4月から10月までの間、実際の労働時間よりも多くの勤務となる形で雇用状況表が作成され、向上支援費の請求が行われていた。

(職員①の市への請求及び労働時間の実態)

	雇用状況表 (市への請求)	出勤簿 (実際の労働時間)
4月	96時間	7時間
5月	96時間	0時間
6月	96時間	0時間
7月	96時間	0時間
8月	96時間	18.5時間
9月	96時間	43時間
10月	96時間	28時間

イ 職員②について、平成28年7・8月に研修へ行くため、保育園での勤務はないが、雇用状況表に職員2が勤務する形で記載され、向上支援費の請求が行われていた。

ウ 職員③から⑧まで

	該当期	誤りがある請求とする事由
職員③	平成28年10月から 平成29年3月まで	・事前に勤務時間が少なくなる可能性が高いことを認識していたが、雇用状況表の記載内容が修正されていなかった。
職員④	平成28年9月から 12月まで	・勤務していない施設から請求がされていた。また一部実際に勤務する施設と勤務しない施設の両方から請求もされていた。

職員⑤	平成28年6月から 平成29年3月まで	・勤務していない施設から請求されていた。
職員⑥	平成28年4月から 平成29年3月まで	・勤務していない施設から請求されていた。
職員⑦	平成28年4月から 平成29年3月まで	・雇用状況表に記載されていた施設と他施設の2園で勤務をしていたが、雇用状況表に記載されている施設に一本化されて請求がされていた。
職員⑧	平成28年4月から 平成29年3月まで	・調理員として勤務していたが、保育士として勤務するものとして請求されていた。

エ 誤りがある請求による返済額

ももの会の改善報告書によると、平成29年9月19日現在、約547万2000円及び東戸塚の約500万円の合計約1047万円返納済みである。

(4) ももの会の弁明

ア 平成27年度以降新制度になり、雇用状況表は雇用契約に基づいて事前に提出することとされている。保育士は、本人の体調や家庭の事情により、また子育て中のものが多く、子の体調や行事等の都合で欠勤することが度々あり、それらの予定を事前に把握することは極めて困難である。

また6つの施設を擁するももの会において、人事の計画を立てても直近の業務状況や施設における人間関係上速やかに移動させることが困難となる事態が生じ、結果として計画と異なる勤務実態になることがある。虚偽とか不正というのではない。

イ 「雇用状況表」は「雇用状況」を記載するもので、「勤務状況」を記載するものではない。

ウ 保育士は、本人の体調や家庭の事情により、また子育て中の者が多く、子の体調や行事等の都合で欠勤することもあり、それらの予定を事前に把握することは困難である。

エ 平成26年度以前は前月の実績に基づいて請求することになっていたが、平成27年度に新制度になり、雇用契約に基づいて請求することになった。雇用契約と雇用実態が異なる場合に、訂正することについて以前から市と相談していた。

オ 弁明の各論

(ア) 職員①について

左膝を痛めて、手術を視野に入れた治療の必要を生じ、想定外の時間を要した。

(イ) 職員②について

出勤簿に実態と異なるシフトの記載がなされたのは研修を表す記号の設定がなされていなかったからである。

施設長は、研修は業務上受講しており、勤務として認められるから雇用契約上の勤務時間として計上するものと認識していた。

(ウ) 職員③について

妊娠による体調不良であるが、本人が勤務の継続を希望していたが、体調が安定

する目処が立たなかった。

(エ) 職員④～⑦について

保育士の予定を事前に把握し、計画とおりの配置を行うことが困難な状況にあった。事務担当者が、自ら勤務している施設についてしか把握しておらず、全体を把握している者が存在しなかった。

(オ) 職員⑧について

保育士の資格も保有し、施設としては保育士としての勤務を考えていたが、調理員が不足しているとの現場の要望があった。

他の法人と比較しても保育士と調理員の区別が曖昧であったという事情が存在する。

(5) 調査の内容

ア 雇用状況表の記載内容

雇用状況表には、請求月初日の基準の保育士数、請求月初日の所長の雇用状況表、常勤非常勤の保育士、調理員等の雇用状況が記載される。

ももの会の弁明にあるように雇用状況表が雇用契約に基づいて作成されるのではない。

イ 職員①について

(7) 職員①の勤務実態

職員①の証言によれば、知人の紹介で平成27年11月からもものに勤務し、平成28年4月に開設された丘の上の開設準備にあっていた。労働条件は、朝9時から17時までで週3回勤務とのことであった(月96時間)。

同人は80歳近い高齢である。平成28年4月28日付け左変形性膝関節症、左突発性膝関節骨壊死症の疑いで約1か月の休務が必要であるとの診断書が提出された。

同年6月23日付け診断書には、左突発性膝関節骨壊死症の疑いでさらに約1か月の休務が必要であるとの内容であった。

職員①は欠勤にあたり、いずれも丘の上施設長の了解を得て、上記の診断書2通を添えて4月には1日(7時間)の出勤であり、翌5月から7月までは欠勤している。

同年8月下旬になり、出勤しているが、10月分まで勤務時間を短縮している。職員①は、勤務時間短縮について丘の上施設長に報告している。

また、8月の出勤にあたり、当時自宅方面が近い前理事長に車で保育園まで送迎してもらっていたというから、前理事長は、その頃の職員①の病状や出勤状況を把握していた。

(イ) 雇用状況表の取扱い

i 丘の上の指導監査実施前の平成28年度4月分から10月分の雇用状況表によると、平成28年4月1日から雇用を開始し、「月160時間未満勤務の保育士」欄に、「1日の労働時間8.00」「1か月の勤務日数12」「1か月の労働時間数96.00」と記載されていた。

ii 同園の修正された雇用状況表によれば、「1か月の労働時間数」が4月分には「7.00」、5月分ないし7月分には、いずれも「0.00」、8月分には「18.50」9月分には「43.00」、10月には「28.00」時間に修正されている。

結局、職員①について、上記表のとおり、市への請求と労働時間の実態を比べ

ると合計575.5時間も多い請求をしている。丘の上の雇用状況表の事務担当者欄は職員⑨もしくは空欄となっている。

ウ 職員②について

(ア) 職員②の勤務実態

職員②は前理事長の二女であり、過去に「ももの会」に勤務したが退職し、丘の上の開設前頃から2度目の勤務をはじめた。同園の主任であり、園長をサポートしている。

同人は、平成28年7月から8月中旬まで、コロンビア大学で心理学を研修するため渡米し、同年7月、8月に保育園を欠勤している。しかし、7月、8月分の雇用状況表、シフト表や時間勤務表（出勤簿）のいずれも職員②が保育園に通常の出勤をした扱いとなっている。

なお、この海外研修の是非や手続き上の問題点は別項に譲り、ここでは、向上支援費の過大請求の問題点を検討する。

(イ) 雇用状況表の取扱い

i 丘の上の指導監査実施前の平成28年度分の雇用状況表によると、平成28年4月1日から雇用を開始し、7月、8月分の雇用状況表によれば、職員②は、いずれも「月160時間以上勤務（常勤）の保育士」欄に記載されている。

ii 指導後差替えられた雇用状況表の同欄を見ると、8月分の職員②は削除されているが、7月分の職員②は削除されず修正されていない。

iii 雇用状況表の作成について、職員②は「丘の上では雇用状況表を作成していない」ことや、「同園には雇用状況表が置かれていない」こと、「雇用状況表の作成は事務職員3人の誰かが作成していると聞いている」と述べていることから、本部である芙蓉保育園の事務職員が担当していると思われる。

(ロ) 時間勤務表の取扱い

7月、8月分の時間勤務表には、いずれも月曜日から金曜日まで「出勤時間8:30」、「退勤時間17:30」、「シフトB」と記載され、7月分の合計実働時間は「160:00」、出勤日数は「20」、有給行使欄は空欄であり、園長欄に丘の上施設長の印が、理事長欄に前理事長印が押印されている。

8月分の合計実働時間は「176:00」、出勤日数は「22」、有給行使欄は空欄であり、担当者欄に職員⑩の印が、理事長欄に前理事長印（不鮮明）が押印されている。

(ハ) シフト表の取扱い

職員②の平成28年7月分、8月分のシフト表にも、海外研修へ行っていたことはまったく反映されておらず、実際の勤務時間とは異なる記載がされていた。

丘の上ではシフト表は丘の上施設長が作成しているが、同人自身は、パソコンの操作ができないので、事務員に指示して作ってもらっているとのことである。

エ 職員③について

(ア) 職員③の勤務実態

職員③は、平成28年4月頃から研修のため芙蓉保育園に行き、同年10月から翌年3月までもも保育園に行き、勤務実態はそのまま芙蓉保育園であり、賃金台帳も同園にあり、翌年3月まで同園から賃金が支払われたことが確認されている。

(イ) 雇用状況表の取扱い

i 職員③は、南戸塚の指導監査実施前の平成28年度7月分雇用状況表によると、平成28年7月1日から雇用を開始し、「月160時間未満勤務の保育士」欄に、

「1日の労働時間6.00」「1か月の勤務日数16時間」「1か月の労働時間数96.00」と記載されていた。同園のその後8月以降の平成28年度雇用状況表には、職員③の記載はない。

なお、南戸塚の雇用状況表の事務担当者欄は職員⑩である。

ii 芙蓉保育園の差替後の平成28年度7月分雇用状況表によると、平成28年6月9日から雇用を開始し、「月160時間未満勤務の保育士」欄に、「1日の労働時間6.00」「1か月の勤務日数16時間」「1か月の労働時間数96.00」と記載されている。その後同園の平成28年度雇用状況表には、職員③の記載はない。芙蓉保育園の平成28年度雇用状況表の事務担当者欄は、職員⑨か空欄である。

iii その後、もも保育園の指導監査実施前の平成28年度10月分から翌年3月分までの雇用状況表によると、職員③は、平成28年6月9日から雇用を開始し、指導後差替分として常勤から「月160時間未満勤務の保育士」欄に修正され、同年度10月分の職員③の月労働時間数は、「0.00」、11月分は「135.5」、12月分は「96.5」、翌年1月分は「84.50」、2月分は「78.5」、3月分は「107.83」に修正された。

なお、もも保育園の平成28年度雇用状況表の事務担当者欄は一部もも施設長であるが、同人に確認したところ、自分は作成していない、事務に任せているとのことであった。

(ウ) 時間勤務表の取扱い

平成28年度もも保育園の「時間勤務表」によれば、職員③は、パートタイマーとして、11月分は出勤日数20日、合計労働時間135.5時間と記載され、12月分は出勤日数16日、合計労働時間96.5時間と記載され、翌年1月分は出勤日数15日、合計労働時間84.5時間と記載され、労働時間数は修正された雇用状況表と一致しているが、芙蓉保育園に勤務する職員③の勤務実態とは異なる時間勤務表が作成されている。

オ 職員④について

(7) 職員④の勤務実態

職員④の証言では、平成28年8月から芙蓉保育園で研修をしてそのまま同園に勤務している。本人がパートタイマーを希望し、当初の勤務時間は8時30分から12時30分半までであった。芙蓉保育園の職員配置表にも、平成28年度7月分から翌年3月分まで同人の記載がある。

(イ) 雇用状況表の取扱い

i 職員④は、芙蓉保育園に勤務しているにもかかわらず南戸塚の指導監査実施前の平成28年度9月分から12月分雇用状況表によると、平成28年9月1日から雇用を開始し、「月160時間未満勤務の保育士」欄に、「1日の労働時間4.00」「1か月の勤務日数20時間」「1か月の労働時間数80.00」と記載されていた。その後翌年1月分から3月分までの同園の雇用状況表には、職員④の記載はない。

ii 芙蓉保育園の差替後の平成28年度7、8月分雇用状況表によると、職員④の記載はない。9月分の雇用状況表に初めて職員④の記載があり、平成28年8月17日から雇用を開始し、「月160時間未満勤務の保育士」欄に、「1日の労働時間4.00」「1か月の勤務日数20時間」「1か月の労働時間数80.00」と記載されている。10月分から12月分の雇用状況表にも同様の記載がされて

いる。翌年1月分の雇用状況表によると、雇用年月日は「H29. 1. 1」となり、「1日の労働時間4. 30」「1か月の勤務日数18時間」「1か月の労働時間数77. 40」と記載されている。

翌年2, 3月分の雇用状況表によると、雇用年月日は「H28. 8. 17」と記載され、ほかの記載は12月分と同様である。

(ウ) 時間勤務表の取扱い

- i 芙蓉保育園の時間勤務表を確認すると、職員④の勤務時間表は平成28年8月分から翌年3月分まで作成されている。
- ii 職員④の証言では、時間勤務表は手書きで作成集計し、提出後、施設長からパソコンで打ったものを確認して下さいと言われ、それに押印するという。
- iii 南戸塚の時間勤務表によると、職員④の平成28年9月分、10月分の時間勤務表がある。職員④以外のものは、殆ど手書きで南戸塚施設長の印章が押捺されているが、職員④の時間勤務表は、パソコンで印字され芙蓉施設長の印が押捺されている。

念のため芙蓉保育園の職員④の平成28年9月分、10月分の時間勤務表を確認すると、南戸塚の時間勤務表に綴じられているのと、同様のものではあった。南戸塚に綴じられているものは芙蓉保育園で作成されたものである。

職員⑩の印が押捺されていたので、職員⑩に確認したところ作成したことを認めた。

カ 職員⑤について

(ア) 勤務実態

職員⑤の証言によれば、「保育士募集」の看板を見て応募し、平成25年3月から芙蓉保育園で研修を受け、平成28年6月半ばまで同園に勤務していた。平成28年6月半ば以降から現在まで丘の上に勤務している。

(イ) 雇用状況表の取扱い

- i 職員⑤は芙蓉保育園の指導監査実施前の平成28年度4月分から翌年3月分雇用状況表によると、平成25年3月4日に雇用を開始し、「月160時間未満勤務の保育士」欄に「1日の労働時間5. 00」「1か月の勤務日数16」「1か月の労働時間数80. 00」と記載されていた。芙蓉保育園の雇用状況表の事務担当者は、職員⑨である。
- ii 平成28年度6月分から翌年3月分の芙蓉保育園の差替後の雇用状況表からは、職員⑤の氏名は削除されている。そして、丘の上の指導監査実施後の平成28年度6月分から翌年3月分雇用状況表によると、職員⑤は平成28年6月1日に雇用を開始し、「月160時間未満勤務の保育士」欄に「1日の労働時間5. 00」「1か月の勤務日数16」「1か月の労働時間数80. 00」と記載されていた。丘の上の平成28年度雇用状況表の事務担当者欄は職員⑨である。

(ウ) 時間勤務表の取扱い

芙蓉保育園の平成28年度4月、5月時間勤務表に職員⑤の名前がある。しかし、職員⑤は平成28年6月半ばから現在まで丘の上に勤務していると証言するが、丘の上の時間勤務表に職員⑤の名前はない。

キ 職員⑥について

(ア) 勤務実態

職員⑥の証言によれば、平成28年4月から大学での募集をきっかけに栄養士として芙蓉保育園へ勤務している。

(イ) 雇用状況表の取扱い

- i 職員⑥は、芙蓉に勤務しているにもかかわらず戸塚芙蓉の指導監査実施前の平成28年度4月分から翌年3月分雇用状況表によると、平成28年4月1日に雇用を開始し、「請求月初日の調理員の雇用状況」欄に「1日の労働時間8.00」「1か月の勤務日数20」「1か月の労働時間数160.00」と記載されていた。戸塚芙蓉の平成28年度の雇用状況表の事務担当者欄は職員⑭である。
- ii 平成28年度4月分から翌年3月分の戸塚芙蓉の差替後の雇用状況表からは、職員⑥の氏名は削除されている。そして、芙蓉保育園の指導監査実施後の平成28年度4月分から翌年3月分雇用状況表によると、平成28年4月1日に雇用を開始し、「請求月初日の調理員の雇用状況」欄に「1日の労働時間8.00」「1か月の勤務日数20」「1か月の労働時間数160.00」と記載されていた。芙蓉保育園の雇用状況表の事務担当者は、職員⑨である。

(ウ) 時間勤務表の取扱い

戸塚芙蓉の平成28年度4月分から9月分（10月分落丁）時間勤務表に職員⑥の名前がある。但し、6月分ないし9月分は、戸塚芙蓉宛ではなく芙蓉保育園宛であり、園長欄は芙蓉施設長の押印がされていたり、空欄であったりする。

芙蓉保育園の平成28年度4月から9月までの時間勤務表を確認すると、職員⑥の名前があり、戸塚芙蓉と同一の時間勤務表が綴じられている。戸塚芙蓉の時間勤務表の他の職員のもの、殆ど手書きであり、職員⑥のだけパソコンで打ったものであるから、戸塚芙蓉の時間勤務表に芙蓉保育園で作成された職員⑥のものが綴られたと思われる。

戸塚芙蓉の職員⑥の時間勤務表の6月、7月分のは担当者として職員⑩の印が押捺されている。

職員⑥は平成28年4月から現在まで芙蓉保育園に勤務していると言っているから、戸塚芙蓉の時間勤務表の職員⑥欄は実際と異なるものである。

ク 職員⑦について

(ア) 勤務実態

職員⑦の証言によれば、短期大学での紹介をきっかけに平成23年4月から栄養士として芙蓉保育園へ勤務し、平成25年4月に戸塚芙蓉へ異動になり、平成28年4月に丘の上が開園されてからは同園に勤務し、平成29年3月に退職している。

平成28年度は、午前は戸塚芙蓉で給食を手伝い（戸塚芙蓉の栄養士が新人のため不慣れな点が多いので）、午後は、丘の上で献立作成とか事務系の仕事をしてきた。

(イ) 雇用状況表の取扱い

- i 職員⑦は、丘の上の指導監査実施前の平成28年度4月分から翌年3月分雇用状況表によると、平成28年4月1日に雇用を開始し、「請求月初日の調理員の雇用状況」欄に「1日の労働時間8.00」「1か月の勤務日数20」「1か月の労働時間数160.00」と記載されていた。丘の上の平成28年度雇用状況表の事務担当者欄は、職員⑨である（平成28年度9月分から翌年3月分まで）。修正後も職員⑦の雇用状況表は丘の上で作成されている。
- ii 平成28年度の6月分と12月分を除く4月分から翌年3月分の戸塚芙蓉の差替後の雇用状況表にも載っている。

(ウ) 時間勤務表の取扱い

戸塚芙蓉の平成28年度時間勤務表には（但し10月分落丁）、4月分と12月

分ないし翌年3月分まで職員⑦の名前がある。

丘の上の平成28年度6月分から翌年3月分までの時間勤務表にも、職員⑦の名前がある。つまり職員⑦の同年度12月分から翌年3月分までの時間勤務表は、いずれも戸塚芙蓉と丘の上の両方に綴じられている。

戸塚芙蓉に綴じられているものは、いずれも手書きであり、事務欄には戸塚芙蓉の職員⑭の印が押捺されている。丘の上に綴じられているものは、いずれもパソコンで打ったものであり、職員⑭の印はなく、同園の丘の上施設長の印が押印されている。本人の印がないものが多く、これは丘の上の他の職員の時間勤務表の体裁からも職員⑦の手書きではなく、同園で作成されたものと推測される。

ケ 職員⑧について

(ア) 勤務実態

職員⑧の証言によれば、保育士の資格を有していたところ、子どもがもも保育園に通園していたことから前理事長を知り、同人から声をかけられたことをきっかけに戸塚芙蓉に勤務するようになった。

職員⑧は、自分の事情で保育士の仕事をやるつもりがなく、前園長もそのことを承知しており、「給食室がちょっと人手が足りないから」ということで平成28年秋頃から調理補助ということで勤務を始めた。

(イ) 雇用状況表の取扱い

i 職員⑧は戸塚芙蓉保指導監査実施前の平成28年度4月分から翌年3月分雇用状況表によると、平成28年4月1日に雇用を開始し、「月160時間未満勤務の保育士等(有資格)」欄に「1日の労働時間6.50」「1か月の勤務日数20」「1か月の労働時間数130.00」と記載されていた。

ii 戸塚芙蓉の差替後の平成28年度4月分から翌年3月分の雇用状況表は、職員⑧の氏名はいずれも非常勤の保育士欄から削除され、平成28年4月1日に雇用を開始し、「請求月初日の調理員の雇用状況」欄に「1日の労働時間6.50」「1か月の勤務日数20」「1か月の労働時間数130.00」と修正された。

戸塚芙蓉の雇用状況表の事務担当者は、いずれも職員⑭である。

(ウ) 時間勤務表の取扱い

戸塚芙蓉の平成28年度時間勤務表(但し10月分落丁)の4月分から翌年3月分まで、職員⑧の記載があり、職名が調理補助であり、クラス給食室となっているものも多く、職員⑧の言うように保育士としてではなく調理補助として勤務していたことは明らかである。

(6) 職員①ないし⑧の勤務実態と雇用状況表等の齟齬のまとめ

ア 職員①の雇用状況表の市への請求は、前述のとおり実際の労働時間より575.5時間も多い。

職員①の欠勤や勤務時間短縮について事前に丘の上施設長に報告している。提出された平成28年4月28日付け診断書も同年6月23日付け契約書診断書もいずれも1か月の休務が必要であると考えられ、職員①が病気により同年5月から7月まで欠勤になることやその後の勤務時間の短縮は事前に予測可能であった。丘の上施設長はシフト表を作成し、職員①が欠席と知りながら平成28年5月ないし7月にシフト表に載せたという。また、横浜市の特別指導を受け、シフト表を改ざんした事実を認めている。

そのうえ、欠勤や時間短縮が明らかとなった職員①について勤務状況を雇用状況表の事務担当である職員⑨へ知らせることもしていない。

雇用状況表の事務担当者は、請求月初日の勤務実態を確認するという作業を全くしていない。

これらのことから丘の上施設長において、職員①の勤務時間が雇用状況表と異なることを認識していたといえる。

イ 職員②の渡米研修につき、職員②は、事前に前理事長に話し、4月に申請書を提出し（真実、4月に申請書を提出したかどうかは明らかでない）、丘の上施設長は4月に職員②の渡米研修を聞いているという。

このように前理事長、丘の上施設長が職員②の渡米研修を知っているにもかかわらず、職員②を雇用状況表等においても従前の勤務と同様に作成された事実が認められる。

ウ 職員③ないし⑧について

(7) 職員③の勤務先は、実態は芙蓉保育園、差替後の雇用状況表の平成28年10月分から翌年3月分はもも保育園の非常勤保育士であり、時間勤務表も一部もも保育園と記載され、実態と異なるものである。

(イ) 職員④は、平成28年9月から芙蓉保育園に勤務していたが、雇用状況表の一部が南戸塚や丘の上からも提出されていた。

(ロ) 職員⑤は平成28年度6月分から翌年3月分まで雇用状況表とシフト表で勤務先が異なっていた。

(ハ) 職員⑥も平成28年度4月分から翌年3月分まで雇用状況表とシフト表で勤務先が異なっていた。

(ニ) 職員⑦も平成28年度4月分から翌年3月分まで雇用状況表と時間勤務表で勤務先が異なっていた。

(ホ) 職員⑧も保育士として勤務するつもりがないことを前理事長に告げて給食室に調理補助として勤務していたが、平成28年度4月分から翌年3月分まで、戸塚芙蓉の雇用状況表には非常勤の保育士として記載されていた。

このように雇用状況表等において不正確な記載が何ヶ月にも及んでいる。

(7) 職員①ないし⑧の勤務実態と雇用状況表等の齟齬の原因

ももの会においては、以下に述べるように正確な雇用状況表を作成する意識が欠如していると判断できる。

ア ももの会では、雇用状況表は労働契約に基づいて作成されるものと弁明する。しかし、雇用状況表の様式を見ると、記載事項として「請求月初日の保育士数」とか「請求月初日の職員の雇用状況」とあり、毎月労働契約に基づき記載するのではなく、毎月月初日の雇用状況を記載するものであることは明らかである。

イ 職員①、②の場合、雇用状況表の記載内容と勤務実態が異なることは事前に認識されていたことであり、職員③ないし⑧は、雇用状況表の記載内容と勤務実態が異なることが繰り返されてきた。ももの会では、雇用状況表の作成者は事務職員であり、シフト表の作成者は各施設長であるが、雇用状況表の作成にあたり各施設長も事務担当者のいずれも実際の勤務時間を確認する作業は全く行われていない。

もも施設長は、その理由について、ももの会は保育優先であり、事務職が手薄であること、書類は1回書いたものの上書きをして使っており、忙しさから実際に働いた時間をチェックできないこと、平成27年度に新制度になり、向上支援費の精算ができなくなったことなどをあげており、雇用状況表を毎月チェックして毎月提出するものであるとの認識が欠如している。

ウ さらに、もも施設長は、雇用状況表の記載内容より、実際の労働時間が増えた場合、

後日修正可能か質問したところ、横浜市から「修正できない」旨の回答があり、そこで、毎月初日の雇用状況ではなく、「シフトに入っているマックスの時間」を記入した旨述べており、向上支援費の請求が過大請求となる事態を認識していた事実が認められる。

なお、ももの会は、雇用状況表の記載内容と実労働時間が異なった場合には修正の方法がない旨述べているが、雇用状況表には「記載している「1か月の労働時間数」と実際の労働時間数に大幅な差異があることが判明した場合は、記載時間の修正及び過誤再請求を求める場合があります」との注意書きが不動文字で明記されており、この点を誤解している。

エ 上記のとおり、ももの会は、雇用状況表と実際の労働時間が異なることを知った上で、向上支援費の請求が過大になることを認識しながら雇用状況表を作成したものと判断される。

ももの会では、向上支援費の請求にあたって不正請求があったと判断されてもやむを得ない。

(8) 改善策について

各施設長等指導的立場にある者は、社会福祉法人としての公益的立場を十分認識し、公金からの経済的補助の伴う事務について厳格な正確性が求められていることを理解する必要がある。そのためには、従業員教育によるコンプライアンスの徹底が重要と考えるが、この点については第5で述べるとおりである。

4 ずさんな現金管理について

(1) 横浜市から指摘され、改善を要するとされた事項

ア 横浜市から指摘された事実

現金1118万2314円が、会計処理や口座への入金がなされておらず、理事長室他に置かれていた。また、この現金の財源は、前理事長らの説明によれば、保護者からの徴収金及び開所祝金とのことであるが、現金にかかる内訳（反対科目、徴収時期、支払者等）を確認できる書類が存しない。

イ 改善指示事項

平成28年度以前の過去5年間について、全ての施設における保護者からの徴収金額を調査し、その現金の所在を報告すること。ずさんな現金管理の原因を調査し、再発防止に向けた改善内容を報告し、必要な措置を講ずること。

(2) 現金の存在の確認から口座への入金までの経緯について

ア 平成29年5月29日の現金の存在の確認

平成29年5月29日、横浜市が、芙蓉保育園及び丘の上を訪問し、布おむつに係る実費の徴収方法をヒアリングする過程において、芙蓉保育園及びもも保育園に多額の現金が存在していること判明した。同日、存在した現金の有高は、合計479万3106円であった。この現金の原資について、前理事長は、おむつ代、写真代等保護者からの実費分であると説明している。

同日、丘の上において、同園の開園時の芳名帳と祝い金が記されたノートが存したため（そのノートに記された祝い金額は合計45万8000円）、横浜市が、その祝い金の所在を尋ねたところ、芙蓉保育園の理事長室に存するとのことであったが、祝金袋は発見されたが、現金は抜かれており、発見されなかった。

イ 横浜市による入金指示

翌5月30日、前理事長らは、横浜市監査室を訪問し、丘の上の祝い金が祝い金袋

の一番下から発見されたとの報告をした。横浜市が、現金はこれで全部か否か確認をしたところ、前理事長は「全部である」旨の回答をしている。そして、横浜市から、現金について、同日中にもものの会の口座に入金をするよう指示がされている。

ウ ももの会による入金

しかし、ももの会が、簿外の現金分として、口座に入金した金額は、別紙6「入金表」(以下、「入金表」という。)記載のとおりである。入金合計額は、4557万円にも達し、平成29年5月30日までに確認した現金有高とはかけ離れた金額であった。

この現金の原資について、ももの会は、平成29年10月30日付け「報告書」にて、「園が始まってからの預かり金である」としているが、その詳細については、「芙蓉保育園設立(平成14年)からの預り金であり、帳簿管理がなされていないため、全てを明らかにすることができない可能性がある」旨報告している。

(3) ももの会の弁明

ももの会は、前理事長の現金管理がずさんであったことを認め、その理由として、前理事長が多忙であったため、日々のお金に手が回らなかった旨弁明している。

(4) 当委員会の調査結果

ア 簿外で処理されていた現金はどこで保管されていたか

(ア) 結論要旨

ももの会は、簿外処理していた現金について、平成14年の開園以来、理事長室で現金のまま保管していた旨弁明していた。

しかし、当委員会の調査の結果、このももの会の弁明は虚偽であり、実際には、横浜農業協同組合戸塚支店(以下、「JA横浜」という。)の前理事長個人名義の普通貯金及び定期貯金の口座に入金されていたことが判明した。

以下、この結論に至るまでの調査経緯等と最後に再度結論を述べる。

(イ) ももの会の弁明への疑問点

入金表記載のとおり入金された現金は、ももの会の説明によれば、保護者からの実費徴収金及び祝い金であり、平成14年の開園時から平成28年度まで簿外処理されていた。そして、これら現金が、一度は、前理事長の元に集められ、理事長室等ですべて現金のまま保管されていたとのことであった。

しかし、開園時から現金のまま、理事長室で保管されていたというももの会の弁明については、以下のような疑問がある。

i 入金及び帳簿処理を失念していたという不自然な事実

そもそも平成14年の開園時からという長期間にも亘って、多忙という理由だけで、4000万円を超す多額の現金が、毎年、会計士の関与の下、ももの会の決算作業を行っていたはずであるにもかかわらず、理事長室等で保管され、かつ、ずっと簿外管理されていたということは不自然極まりない。

ii 平成29年5月29日の不自然な行動

横浜市からの聴取によれば、平成29年5月29日、芙蓉保育園にて現金の存在が発覚し、横浜市職員がこの現金の内訳は何かと聞き、現金の有高を確認しようとしたところ、前理事長は、南戸塚のお金も混じっているので、南戸塚の職員⑩に来てもらわないと内訳ははっきりしないと行って、その場で現金の有高を確認することを拒絶している。そして、1時間ぐらいたった後、南戸塚の職員⑩が、南戸塚にも現金があったかのようにリュックに現金をいれて現れている。後に、横浜市職員が、職員⑩に、現金(リュックにいれていた現金)が、本当に南戸塚に保管してあったのかどうかを確認したところ、職員⑩は、南戸塚から帳簿だけ

を持って行ったこと、芙蓉保育園に行ったときに現金を渡された旨回答をしている。

このように、平成29年5月29日、前理事長は、現金の有高の確認をすぐにはしようとせず、職員⑩を呼び、職員⑩が一部現金を南戸塚から持参したかのよう装うという不自然な行動をしている。

iii 祝い金に係る不自然な行動

横浜市からの聴取によれば、平成29年5月29日、丘の上で、同園開園時の芳名帳と祝い金が記された書類を発見し、この祝い金の所在を確認したところ、ももの会は、芙蓉保育園の理事長室にある、という説明をした。同園理事長室には、祝儀袋は発見されたが、中身は抜かれており、同日、祝い金にかかる現金を発見することはできなかった。しかし、翌5月30日、前理事長らが、横浜市監査課にて、「丘の上保育園の開所式の現金が見つかった。昨日の祝儀袋の一番下に入っていた」と説明をしている。

しかし、横浜市が、平成29年5月29日、芙蓉保育園の理事長室において祝儀袋が保管されていた様子の写真を撮っている。その写真を見る限り、祝儀袋の一番下に45万円もの現金入っていたとは到底考えられず、これに係る前理事長の言動は、極めて不合理な言動と思われる。

iv 入金額と入金時期の不自然さ

横浜市からの聴取によれば、前記のとおり、平成29年5月30日、前理事長らから、丘の上の開所式に係る祝い金が存した旨の報告を受けた際、横浜市職員は、「現金はこれで全部か」と確認をしたところ、前理事長は、「全部である」旨回答をしている。そして、横浜市職員は、同日中にももの会の口座に入金をするよう指示をしている。

これを前提にすれば、5月29日に確認した現金合計479万3106円と丘の上の開所式に係る祝い金45万8000円の合計525万1106円が5月30日までに入金されているはずである。

しかし、実際には、入金表のとおり、

5月29日の入金額合計は、389万9470円、

翌5月30日入金額合計は、272万9916円、

合計662万9386円であり、すでに横浜市が確認した金額と相違が生じている。

さらに、同表のとおり、6月5日には2065万0966円、翌6月6日には1274万0054円もの入金が行われている。

なお、横浜市の平成29年8月10日付け「弁明の機会の付与通知書」（こ監第126号）に記載された「ずさんな現金管理」として記載された金額は、同通知書「別紙 施設監査内容」の第5項(2)「理事長室及びもも保育園の現金の入金」に理事長室の現金833万6363円、もも保育園の現金計284万5961円（合計1118万2324円）と記載されている。これは、この時点では、横浜市は、平成29年6月5日及び翌6日の上記入金について把握をしていなかったためである。

そうだとすれば、平成29年6月5日及び翌6日に入金された3000万円を超す多額の現金について、どこにどのように保管されていたのか、どこでどのように発見されたのか、また、なぜ5月30日の時点で発見されなかったのか等について説明されて然るべきところ、本件弁明書もその後の改善報告書にも、この

ことについて何ら触れられていない。

(ウ) 実費等徴収方法

ももの会の弁明によれば問題となっている現金のほとんどは、ももの会の各施設の保護者から、オムツ代等の実費分として徴収したものである。そこで、まず、保護者からの実費分の徴収方法について、調査を行った。

ももの会の各施設は、保護者からおむつ代、写真代、ノート代等の実費分を徴収している。徴収している実費については、各施設によって異なっているもの、おむつ代、写真代等を徴収している点は一致している。

徴収する時期は、年度初めにまとめて徴収する保険掛金もあるが、おむつ代、写真代等のその他の実費は、月末頃に徴収していることが多い。

徴収方法は、各施設の保護者が現金をいれた封筒を各施設の現金徴収用のポストに投函し、施設長ないし会計担当職員がとりまとめ、芙蓉保育園の理事長室で前理事長に持参し、交付をしていた。前理事長が不在のときには、職員⑩に預け、職員⑩が、理事長室におくこともある。ただし、もも保育園だけは、もも保育園の事務機の引出内に保管し、定期的に事務の職員が残高の確認をしていたとのことである。なお、東戸塚施設長は、前理事長ないし職員⑩に現金を渡す際、自らが作成したノートに受領印又は受領のサインをもらっている。

(エ) 職員⑩からのヒアリング（1回目）

当委員会は、平成30年1月11日、南戸塚の職員⑩に対して、平成29年5月29日の行動についてヒアリングをした。職員⑩は、南戸塚から現金を持って行っていないことは説明するものの、芙蓉保育園で現金を渡され、それを横浜市にあたかも南戸塚から持参したかのように装っていたことの詳細について聞くと、「南戸塚からはお金を持ってきていないです」とか、「南戸塚にはお金を置いてはおかないので、…」と質問をはぐらかし、芙蓉保育園で何があったのかについては、「覚えていない」と質問に対して答えようとしなかった。

(オ) 職員⑩からのヒアリング（1回目）

芙蓉保育園の理事長室の鍵を保有していたのは、前理事長と職員⑩だけであったようである。また、職員⑩は、ももの会の口座に係る入出金手続を担当していた職員である。そこで、当委員会は、平成30年1月16日、職員⑩から第1回目のヒアリングを行った。現金の管理等について職員⑩の説明は以下のとおりである。

当委員会 （おむつ代等の実費分として）数十万円のお金が月末に前理事長のところに集まると思うが、それを今まで入金指示されないということは不思議に思わなかったのか。

職員⑩ そうですね。何かそれがずっとそういう感じだったので、すみません、不思議というか、思わなかったです。

当委員会 理事長室の下に籠があって、そこに現金を入れてたという話があるが、それを見たことありますか。

職員⑩ かごは見たことあります。そこに現金がはいっていました。

当委員会 ももの会の経理規定に現金についてどのように規定されていますか。

職員⑩ 速やかに普通預金の口座に入れる。

当委員会 だとすればおかしいと思わなければいけないのでは。

職員⑩ そうですね。

以上のように、職員⑩は、自らが口座への入出金手続を行う担当者であり、各施設が保護者から徴収した現金について、本来、速やかにももの会の口座に入金され

なければならないのを認識していたにもかかわらず、それがずっと入金されない状態であることについて何ら不思議とは思わなかった旨不合理な説明をしている。さらに、理事長室に現金が保管されていたと説明している。

(カ) 前理事長からのヒアリング（1回目）

平成30年1月29日、当委員会は、前理事長に対するヒアリングを行った。このヒアリングにおいては、前理事長は、保護者から徴収した現金について、理事長室で保管し続けていた旨の説明をしている。なお、このヒアリングの際、前理事長は、理事長室で保管していた現金について、常々、1万円札に両替をしていた、という信じられない説明をしているが、その点については後述する。

なお、前理事長が平成29年5月29日に南戸塚から現金を持参させたかのように装っていた点について聞くと、前理事長は、「南戸塚には現金は保管されていません」と当委員会の質問の前提を覆すような回答をして、話をはぐらかした。

(キ) 金種に関する調査

各施設長及び職員⑩等の聴取の結果、保護者からおむつ代等の実費を徴収する方法については、保護者が封筒に現金を入れ、施設に設置されているポストに封筒をいれて回収するという点はほぼ共通していた。そして、実費分として徴収する主なものは、おむつ代1700円（オムツ券1シート。布おむつのレンタル及びクリーニング代に係る費用）、写真代、ノート代等であり、いずれも1万円を越す金額ではない。

そのため、保護者から回収される現金は、自ずと千円札紙幣及び硬貨に限定されることになる。

これら現金がそのまま前理事長に集められ、そのまま理事長室で保管され（ももの会の平成29年10月30日付け報告書「現金をそのまま保管していた」と報告している。）、それがそのまま入金表のとおり入金されていたとするならば、これら入金に係る金種は、そのほとんどが千円札紙幣と硬貨であるはずであり、一万円札紙幣や五千円札紙幣はほとんどないと推測される。

そこで、当委員会は、平成30年1月26日、理事長の協力を得て、入金先の三井住友銀行戸塚支店に対して、入金表記載の入金について、その金種内訳を照会し、同年2月9日、同支店から回答を得た。回答結果は、別紙7「金種表」（以下、「金種表」という。）記載のとおりであり、判明した入金額3878万円余り中、一万円紙幣は3811枚存し、千円札紙幣はわずか536枚しか存しなかった。すなわち3878万円余り中、3811万円が1万円札紙幣で、千円札紙幣は僅か53万6000円分しかなかったのである。

なお、前理事長は、平成30年1月29日の当委員会からのヒアリング時に、当委員会から、理事長室で保管されていたという4000万円を超える現金の量を質問したところ、デパート等で使用される大きめの紙袋に入る位の量である旨回答し、さらに、自ら、「お札に替えているので」と自ら1万円札紙幣に両替をしていた旨の説明をし始めた。この点に関する当委員会と前理事長のヒアリング結果は以下のとおりである。

当委員会	お札に替えていたというのはどういうことですか。
前理事長	細かいお金だと重くて大変なので。
当委員会	移動させる必要あるのか
前理事長	いや、違います。お掃除するにしても、何かほかの、お金だけじゃないですから。書類も置いてあるし。

当委員会 どういうことですか、お札にかえてるって
 前理事長 小銭だと重くて動かないです。それをお札に。お札があるときに。
 当委員会 どうやってかえるのですか
 前理事長 持ち合わせのお札があるときにかえてます。時間が許せる範囲です
 けど。
 当委員会 保護者から集めるお金は、ほとんど千円札ですね。
 前理事長 それと小銭が多いです。だから、移動や何かのときとか面積とか考
 えたときに、幾らというのがわかりにくいから、できるだけお札が
 あるときにはお札にかえてました。両替をしていました。
 当委員会 4000万円も？
 前理事長 十何年ですからね。
 当委員会 前理事長の個人の口座にいられたのではないですか。
 前理事長 入れてません。
 当委員会 そうしないと全部1万円札にはならないですよ。
 前理事長 ですから、私のお札が、自分のお財布に入っている時かえてました。
 当委員会 一々かえていたのですか。
 前理事長 かえてました。しかたないので。
 当委員会 しかたなくはないと思う。銀行にもっていけばいいだけの話なので。
 前理事長 その整理ができないんで。銀行に行ったら。

以上のように、前理事長は、保護者から徴収した千円札や硬貨を、常々「両替し
 ていた」と不合理な説明をしている。

前理事長が、当委員会が金種について確認をする前に、自ら「お札にかえてる」
 と説明をし始めたのは、当委員会が入金時の金種について着目をしていたことを、
 この前理事長のヒアリング前に、理事長及びもも施設長等の聴取の際に告げていた
 ため、そのことが前理事長の耳に入っていたためと思われる。

なお、入金表記載の入金手続を実際に行ったのは職員⑩であるので、平成30年
 2月5日、職員⑩に対して第2回目のヒアリングを行った。入金時の金種について
 職員⑩は、以下のような説明を行っている。

当委員会 (昨年の)6月5日と6日に合計3200万円の入金をしている。
 芙蓉保育園に1700万円、もも保育園に1200万円入金して
 いる。覚えてますよね。

職員⑩ …

当委員会 普通は持たない額の現金ですよ。

職員⑩ はい。

当委員会 緊張しませんでしたか。

職員⑩ 緊張しました。

当委員会 1人で行ったのですか。

職員⑩ はい。1人で行ってきました。

当委員会 お金確認しましたよね。

職員⑩ そうですね。確認というか、「預けてきて」って言われて、その袋
 に入ったものと預け入れの伝票を預かったの。

当委員会 どんな袋でした。

職員⑩ 紙封筒だったり、保育園で使っているジップロックだったり。

当委員会 1700万円はジップロックには入らないでしょう。

職員⑩ だったり、大きい紙袋に入れてあって。
 当委員会 大きい紙袋にはいついたのですか。
 職員⑩ はい。
 当委員会 1700万円は全部1万円札でしたか。
 職員⑩ いえ、小銭とかもいっぱいありました。
 当委員会 いえ、紙幣のことを聞いているのです。
 職員⑩ 紙幣ですか。紙幣もあつたはずですよ。
 当委員会 どの位の量でしたか。
 職員⑩ 1700万円…
 当委員会 すごく記憶に残ってるはずですよ。1700万円もの現金だから。
 職員⑩ 預けに行くので精一杯で、そんな袋の種類まで覚えてないです。
 当委員会 いえ、袋の種類ではなく、お札の種類を聞いているのです。1万円札だったのではないですか
 職員⑩ 1万円札だけではなかったと思います。ちょっと記憶が余りないんですけど。

以上のように、職員⑩は、僅か2日の間に、3200万円にもなる多額の現金を入金するという普段は経験しない特異な行動をとっていたのであるから、その金種についても覚えているのが通常と考えられるが、回答をごまかし、また、最後には記憶がない旨回答を逃がしている。

(ク) JA 横浜の前理事長の口座の発覚

平成30年1月末頃、当委員会は、JA 横浜に前理事長の個人口座が存すること、及び、同口座に保護者から徴収した実費分等が入金されている可能性があるという情報を得た。

そこで、当委員会は、同月30日、JA 横浜を照会先として、前理事長の個人口座の有無及びその取引内容を照会事項として弁護士法23条の2に基づく照会手続を行った。

また、同年2月5日、前理事長から JA 横浜の個人口座に関する取引履歴の開示手続をする点についての同意を得て、翌6日に JA 横浜にて同手続を行い、同月8日に取引履歴照合表（以下、「取引履歴表」という。）を取得した（そのため、前記弁護士法23条の2に基づく照会手続は、同日取下げ手続をしている。）。取得した取引履歴表の対象期間は、平成24年4月1日から平成29年12月末までである。

なお、2月5日、前理事長から取引履歴表に係る開示手続についての同意を得るまでのヒアリング内容は、以下のとおりである。

当委員会 もう一度確認ですが、保護者から集めたお金を前理事長の個人名義の口座にいれたことはないですか。
 前理事長 それは一度もないです。
 当委員会 では、申し訳ないのですが、前理事長の個人の口座を開示していただくことに同意していただいけませんか。
 前理事長 はい。どうぞ。
 当委員会 では、日程を決めて、一緒に銀行に行っていただいてもいいですか。
 前理事長 はい。
 当委員会 個人の口座はどこにありますか。
 前理事長 三井住友が便利なので。給与振込もそこなので。

当委員会 あとはありませんか。
 前理事長 あとは、三菱 UFJ と郵便局ですね。
 当委員会 ほかはないですか。
 前理事長 ないです。
 当委員会 本当にないですか。
 前理事長 はい。
 当委員会 間違いないですか。
 前理事長 はい。
 当委員会 開示していただきたいのは、他の口座ですが大丈夫ですよ。
 前理事長 はい。
 当委員会 横浜農協の戸塚支店に口座をもっていないですか。
 前理事長 ああ、えっと、火災保険か何かの引き落としの。
 当委員会 ありますよね。
 前理事長 あるかな、うん。
 当委員会 その口座は、先ほど何かの保険の引き落としに使われているということでしたか。
 前理事長 はい。火災保険ね。
 当委員会 それぐらいですか。
 前理事長 はい。
 当委員会 では、ほとんど入出金ないですか。
 前理事長 ないですね。

以上のように、前理事長は、当委員会が JA 横浜の口座について言及するまで、自らその存在を明かすことはなく、明らかにその存在を隠そうとしていたことが窺える。

(ク) JA 横浜口座の概要等について

取引履歴表によれば、JA 横浜における前理事長名義の口座は、別紙 8「JA 横浜 普通貯金一覧表」（以下、「普通貯金一覧表」という。）記載 No. 1～No. 24 の普通貯金口座（以下、個別の普通貯金口座を「普通 No. 1」のように表記する。）、別紙 9「JA 横浜 定期貯金一覧表」（以下、「定期貯金一覧表」という。）記載 No. 1～No. 38 の定期貯金口座（以下、個別の定期貯金口座を「定期 No. 1」のように表記する。）、及び、積立定期貯金口座であった。

i 普通貯金について

(i) 実費等入金口座

（普通 No. 15、同 No. 21 及び同 No. 23 を除く普通貯金口座）

a 使途（実費等入金目的）について

全普通貯金（24 口座）の内、普通 No. 1 ないし同 No. 14、同 No. 16 ないし同 No. 20、同 No. 22、及び同 No. 24 の各普通貯金口座（普通 No. 15、同 No. 21 及び同 No. 23 を除く普通貯金口座全 23 口座。以下、この 23 口座を、「実費等入金口座」という。）に係る取引履歴表の「コメント」欄（「コメント」は、JA 横浜の普通貯金に入金する際、預金者が 7 文字までのメモを入力でき、通帳を家計簿のように使えるという JA 横浜独自の機能のようである。）には、「写真代」、「ノート代」、「教材費」、「諸費」、「オムツ」等の保護者から徴収した実費を意味すると思われる記載がなされていたり、また、「職員給食費」、「職員駐車場代」、「職員駐輪場代」と、ももの会の職員から徴収した費用を

意味すると思われる記載がなされていたり、その他何らかの原資を意味すると思われる多数の記載がなされている。

よって、これらコメントの記載から、実費等入金口座に、保護者や職員等から徴収した現金が入金されていたと推測される。そして、実費等入金口座への入金ほとんど全てが、上記のような記載があることから、実費等入金口座が、保護者や職員等から徴収した現金を入金するための口座であったことが窺える。但し、各口座の用途については、例えば、普通No.8の口座と普通No.19の口座のコメント欄には、「オムツ」のみ記載されているため、徴収したオムツ代専用の口座と思われるが、それ以上に、各口座の用途・目的を明確には判断することはできなかった。

なお、取引履歴表には、「取引日」の記載とは別に、「起算日」の記載がある取引が多数存し、それぞれの日付が一致していない。この記載について、JA 横浜に電話で確認をしたところ、「通常、窓口で入金手続きをしていれば、「取引日」と「起算日」は同じになり、特に「起算日」の日付は印字されない。「起算日」欄に日付が記載されているのは、たぶん時間外に職員が集金にいつている可能性が高いと思われる。その場合、集金日が「起算日」、「取引日」が翌営業日になる」との回答を得た。このことから、多くの取引（専ら入金処理）は、JA 横浜の職員が集金に来ていたことが窺える。

また、実費等入金口座への入金額については、後述する。

b 出金（振替）及び解約について

実費等入金口座にある程度の金員が貯まると、定期貯金に振り替えされていることがわかる（普通貯金一覧表及び定期貯金一覧表参照）。

次に、特筆すべき点は、そのほとんどの口座において、平成28年12月12日に口座に残っている残金全額の出金手続きがなされていること、及び、ほとんどの口座が、平成29年4月28日（又はその直後（普通No.18の口座は、同年5月2日に解約されている。))に解約払戻がなされていることである。平成28年12月12日の全払戻額は合計1711万7829円、平成29年4月28日（及びその直後）の解約払戻額は145万7734円である（普通貯金一覧表参照）が、この現金が出金以降どこで保管されていたのかは、不明である（後述のように、前理事長は、その後理事長室で現金で保管していた旨説明しているが疑問である。）。

(ii) 普通No.21の口座

普通No.21の口座についてであるが、ここには、実費等入金口座とは異なり、個々の実費分が細かく入金されていることはない。逆に、一回の取引金額が、数百万円から数千万円以上の取引がなされている。別紙10「普通No.21取引明細書」（以下、「普通No.21取引明細書」という。）は、取引履歴表から、主な取引を抽出したものである。

同明細書の最終行記載のとおり、平成29年9月14日、この口座から、別の口座に4083万4228円（振込手数料を控除した残金総額）が振込送金なされている。

この普通No.21の口座で保管されている金員が、ももの会の資産なのか、それとも前理事長の純粋な個人資産なのか問題である。この点について、前理事長は、後述のとおり、個人の資産であるから、平成29年9月14日に別口座に振込送金した資金も個人の資産である旨説明している。

確かに、前理事長名義の他の口座からの送金による入金等個人の資産と思われる取引も存する

しかし、そもそも前理事長名義等で振込送金がなされていたとしても、それが前理事長の個人資産か否かは、振込の元となった口座の明細を確認する必要がある。また、普通No.21取引明細書の備考欄記載のとおり、前理事長名義の他口座からの振込入金ばかりではなく、前理事長名義の他口座への振込出金も多数存する。それぞれの合計金額は、同明細書の下部に集計したとおり、

出金額が合計2億1431万4831円

入金額が合計2億0389万4831円

であり、出金額が1042万円超過している。よって、前理事長名義の他の口座からの送金による入金があるからといって、それ以上に前理事長名義の別口座に出金されているのであるから、これのみを理由に普通No.21の口座が、前理事長の個人の資産とは評価できない。さらに、出金額の方が1042万円も多いことに鑑みれば、前理事長名義の他口座からの入金によって、普通No.21の口座に係る金員が形成されたとは評価できない。

また、保護者等から徴収した現金で形成されている普通No.2の口座から、平成24年12月26日に400万円が普通No.21の口座に振替されている。この400万円は、ももの会の資産と評価できるのであるから、普通No.21の口座にももの会の資産が混入しているといえる（この400万円が戻された形跡も存しない。）。よって、この普通No.21の口座が、前理事長の純粋な個人の資産のみが保管されている口座とは評価できない。

さらに、普通No.21の口座には、平成24年4月1日の時点で、537万9020円の残高を有するが、その原資は遡って調査しなければ不明である。また、その原資が不明な定期No.1ないし同No.4、及び同No.6ないしNo.8の解約金が普通No.21の口座に振替入金されている。その額は合計2774万2349円にもなる（定期貯金一覧表参照）。この原資が何であるかは、平成25年3月末日以前のJA横浜の取引履歴等を確認する必要があるが、この定期預金も、各施設で保護者等から集金した現金が原資になっている可能性を否定できない。

(iii) その他の普通貯金口座

普通No.15の口座は、取引履歴表だけでは、その開設目的や取引の内容が不明であるが、ももの会の収入を窺わせる記載もなく、平成25年5月20日の開設時から平成29年10月24日に解約されるまで9取引しか存せず、取引金額及び残高も僅かな金額であることから、本調査報告書では、ももの会とは無関係な口座と判断した。

また、普通No.23の普通貯金口座は、平成28年4月19日に開設され、同時に2500円の入金がなされているのみ（この入金については、コメント欄に記載がない。）である。

ii 定期貯金について

定期貯金については、定期貯金一覧表記載No.1～No.38の定期貯金口座が存した。口座開設日が「不明」と記載された口座は、平成24年4月1日時点で既に存したため、取引履歴表にその開設日の記載がなかったためである。

その各口座開設に係る原資については、同表の「原資」欄記載のとおり、口座

開設日が平成24年3月末日以前のもの、並びに、定期No.36及び同No.37については不明であるが、その他のほとんどは、実費等入金口座又は普通No.21の口座の金員が原資となっている。

これら定期預金は、解約後も、普通貯金に振替がなされたり、他の定期貯金に書換がなされたりしたが、平成29年5月12日に7口座（定期No.25、同No.27ないし同No.32）が同時に解約され現金で払戻されている（同表の「解約後の帰趨」欄を参照）。その払戻金合計は1887万0950円になる。この現金が出金以降どこで保管されていたのかは、不明である（後述のように、前理事長は、その後理事長室で現金で保管していた旨説明しているが疑問である。）。

また、平成29年9月12日に、定期No.35ないし同No.38の口座が解約され、普通No.21の口座に入金されているが、同日、他の口座に振替されている。この金額は4083万4228円である（普通No.21取引明細書参照）。

iii 積立定期貯金について

積立定期貯金については、平成25年5月1日から平成29年8月まで、毎月、普通No.21の口座から、各月1万円宛て積立定期貯金口座に振替がなされている。この貯金の性格については、原資となる口座である普通No.21の口座の評価によると思われる。

(ロ) 取引履歴表開示後の前理事長へのヒアリング

取引履歴表開示後の平成30年2月9日、当委員会は、前理事長に対して3回目のヒアリングを行った。その際、前理事長は、従前の「現金のまま保管していた」、「個人名義の口座に入れていない」という説明が虚偽であったことを認めた。

i 虚偽説明の理由

虚偽の説明をした理由について、前理事長は、「他の職員に迷惑が掛かるから」と説明するものの、他方、他の職員がJA横浜の口座に入金する作業を手伝ったことはないとも説明しており、説明に整合性がなく、合理的な説明はなされていない。

ii JA横浜の口座の性格について

前理事長は、JA横浜の口座について、「個人口座というふうな感覚ではない」、「私が、一言、どこどこ保育園と書き直していただければよかったです」のことなので、それを怠ってしまったということなんです」と説明した。

しかし、他方で、普通No.21の口座にて数千万円のお金が頻繁に入出金されている点について聞くと、前理事長は、「それは私個人のお金で…」と同口座が個人の資産であると説明していた。この点について、当委員会から、普通No.21の口座にJA横浜の他口座から振替入金されている点について聞くと、「調べておきます」と合理的な説明はなされなかった。

iii 他の職員の関与について

他の職員の関与について、前記のとおり、他の職員も関与しているかのような説明もするものの、前理事長が説明するところの「関与」の意味は、JA横浜の職員が頻繁に来ていることを知っていること、であった。具体的には、職員⑩はJAの職員が頻繁にきていたことを知っていて、各施設長も、JAの職員が来ていることは知っているだろうとのことであった。

iv JA横浜の口座からの払戻及び解約について

平成28年12月12日にほとんどの普通貯金口座で、口座残高全額の払い戻しがなされていること、及び、平成29年4月に解約されていることを聞いたと

ころ、話をごまかしながらも、現金化したことは認めたものの、その理由については、「現金で置いておいたという形にしておきたかった」とか、「やりっ放しになっている状態というのを伝えやすいかなと思った」とか、「私を手伝ったという形に職員が思われ、迷惑がかかるといけないので、現金にしようと思った」と説明している。

vi コメントの記載の意味について

前記のとおり、取引履歴表のコメント欄には、「オムツ」等保護者からの徴収した実費分に係る入金であることがわかる記載があるが、それ以外にも、「職員駐輪代」とか「職員〇〇代」という記載がある。そこで、当委員会から、保護者だけではなく、職員から徴収した分も JA 横浜の口座に入金されているのかを聞いたところ、前理事長は、そのことを認めた。

また、当委員会から、取引履歴表に記載されている「インフル」というコメントの意味を聞いたところ、保護者からの徴収金ではなく、職員に係る金員であることは説明するものの、その徴収に係る流れについて合理的な説明はなされなかった。

さらに、取引履歴表には、「太陽」、「太〇月分」、「太陽父」等の「太」の記載が見られることから、この意味を聞いたところ、前理事長から、「太陽食品」という企業名であるとの説明を受けた。これに係る入金の意味を確認したところ、前理事長から、「後援会費と言ったら変ですが、応援してくださってるんです」とあたかも会社からの寄付であるかのような説明をしていた。入金金額がきりのいい金額ではなく、寄付金とは見ることができないことを指摘すると、前理事長は「認可を作る会というか、応援する会みたいなルールを太陽食品さんと結んで卒園、卒園児の親、それからうちの保育園もそういう意味でパーセンテージを出してくださっているんです」と曖昧な説明をしていた。要するに、保護者等が太陽食品から食材等を購入すると、その購入金額の何パーセントかが、現金で前理事長に渡されるということのようであり、そうだとすると、太陽食品の売上げ貢献に係る前理事長への「キックバック」と思われる。

vi 横領であることについて

当委員会から、JA 横浜の口座への入金行為について、横領と評価される可能性が高い旨を指摘したところ、前理事長は、否認していた。

当委員会は、前理事長に対して、前理事長が横領ではないと主張するのであれば、前理事長から積極的に資料を提出するよう依頼した。

(サ) 職員⑩からのヒアリング (2回目)

同年2月14日、当委員会は、再度職員⑩から、5月29日の行動について、ヒアリングを行った結果、「当日、芙蓉保育園1階のお話室に行くのかと思ったが、2階に呼ばれた。2階で封筒に分けられたお金を渡され、それをリュックに入れて、横浜市職員の待っている1階のお話室に行くことになった。そのお金を誰から渡されたか、なぜ渡されたか、そのときの状況は覚えていない。普段から出金してもらったお金をリュックに入れることはよくあることだったので、特段おかしいことではなかった」とのことであった。

平成29年5月29日に職員⑩が経験した特殊な状況に鑑みれば、まだ、職員⑩は、覚えている事実全てを話しているとは到底考えられないが、芙蓉保育園で、誰かに現金を渡され、それをリュックに入れて、横浜市職員が待っている部屋に現れるように装うように誰かから指示されたという事実があったと思われる。

(シ) 職員⑩からのヒアリング（3回目）

平成30年2月5日に行った職員⑩に対する2回目のヒアリングにおいて、当委員会から、JA横浜の口座について聞いたところ、職員⑩は「全く知らない」ということであった。なお、当委員会から、「もし、保護者からの徴収金が、前理事長個人の口座に入金されていたら大変なことですよ」と質問をすると、「そうですね」と答えていた。

しかし、同年2月9日に行った前理事長へのヒアリングにおいて、前理事長から、職員が集金にきているのを職員⑩も見ているので知っている旨の説明がなされた。

そこで、同年2月14日、職員⑩に3回目のヒアリングを行った。

職員⑩は、JA横浜の職員が芙蓉保育園にきていたこと、JA横浜に前理事長の個人名義の口座が存したこと、前理事長がその口座に保護者等からの徴収金を入金していたこと、前理事長の行為に違法性があるかもしれないことは認識していたが、自らは言えず、そして、前理事長を庇うために、理事長室で保管していたこととし、JA横浜の口座の存在を知らないと虚偽の説明をしたことを認めるに至った。そして、職員⑩は、JA横浜の入金手続に自らは関与していない旨説明をしている。

(ス) 保管場所に関する結論

以上のとおりであり、前理事長は、平成14年の開園以来、理事長室で現金のまま保管していた旨弁明していたが、実際には、JA横浜の前理事長個人名義の普通貯金及び定期貯金で保管していた（但し、平成24年3月末日以前の取引については資料をもって確認をしていない。）。

但し、まだ以下のような点が解明されていない。すなわち、入金表記載の入金の原資になっていると思われる平成28年12月12日の普通貯金払戻（合計1711万7829円）、平成29年4月28日の普通貯金解約払戻（合計145万5241円）、及び、平成29年5月12日の定期貯金解約払戻（合計1887万0950円）の各払戻日以降入金表記載の各入金日までどこに保管されていたのかはまだ解明できていない。なお、平成28年12月12日の払戻以降も、普通No.1の口座には、解約されるまで依然として保護者等からの徴収分が入金されている。

この点について前理事長は、理事長室で保管していたと説明している。しかし、まず、前記払戻総額が合計3744万4020円であるのに対して、入金表記載の入金総額が4557万3173円であり、まだ812万円以上もの相違が存すること、及び、入金表記載の各入金日がずれていること（まとめて理事長室で保管していたならば、同日に入金できたはずである。）からすれば、保護者等から徴収した現金の保管場所が完全に解明されたとは言えず、さらに調査をする必要が存すると思われる。

また、前記のとおり、普通No.21の口座で保管されていた金員の性格、原資、出金先等も未だ解明されておらず、更なる調査を要すると思われる。

イ 簿外となっている現金収入の額について

次に、簿外となっていた現金収入が幾らだったのかという問題が存する。これを記録した「裏帳簿」については、その存在を確認できていない。しかし、JA横浜の各口座が「裏帳簿」のような役割を果たしていると思われるので、まず、JA横浜の口座への入金の観点から検討をする。

(ア) JA横浜の口座からの検討

JA横浜の普通貯金口座に、平成24年4月1日以降に入金された分について、取引履歴表から、保護者等から徴収した分と思われる金額は、普通貯金一覧表の各普

通貯金口座の「実費等徴収額（利息含）」欄に記載された金額である。その合計額は、4984万6393円になる（同表の下部参照。）（但し、全取引から個々の保護者等からの徴収分を抽出したのではなく、全入金額から、口座間移動である振替入金等保護者等からの徴収分による入金以外の入金額を控除した金額であるため、利息入金が含まれているなど正確な金額でないことは否めない）。この金額には、保護者から徴収した分だけでなく、ももの会の職員から徴収した分や、その他業者から徴収した分等も含まれている。

よって、平成24年4月1日以降に、保護者及び職員等から徴収した簿外となっている現金収入は、約4984万円になると推察される。

また、平成24年4月1日時点のJA横浜における口座残高は、

普通貯金（普通No.21を除く）	875万7223円
普通No.21	537万9020円
定期貯金	2805万0244円
合計	4218万6487円

になる。普通No.21を除く普通貯金のほとんどは、ももの会における保護者等から徴収した現金が保管されているのであるから、普通No.21を除く普通貯金残高である875万円7223円は、平成24年3月末日以前にかかる簿外収入の可能性が高い。

よって、平成24年3月末日以前にかかる簿外収入は、最低約875万円になると推察される。

したがって、開園からの簿外収入は、最低約5859万円（前記約4984万円に約875万円を加算した金額）と推察される。

また、平成24年4月1日時点の普通No.21の口座残高及び定期貯金における残高も、簿外収入の可能性が存するため、それらの原資をさらに調査する必要がある。これらの残高も、ももの会の資産と評価すべき場合には、簿外収入は、さらに上回ることになると思われる。

(イ) 保護者からの実費徴収額について

次に、ももの会が、保護者から徴収していたおむつ代、写真代等の実費分の累計総額がいくらになるのかという点から検討する。

ももの会の弁明等によれば、ももの会は、各施設の開園以来、保護者から徴収した実費分の詳細については、帳簿等の管理がなされていないため、明らかにできない可能性があるとのことで、南戸塚における集金記録のみが提出されていた（平成29年10月30日付けの報告書）。

しかし、当委員会から各施設長等に確認したところ、各施設長等から、以下のとおりの記録が提出された。

- ・ 芙蓉保育園、もも保育園及び戸塚芙蓉に係る各開園時から平成28年度までの保護者から徴収した実費額の内訳に係る集金表（但し、芙蓉保育園の平成15年度分は交付を受けた資料には存しなかった。もともと存しないのか、抜けてしまっただけなのかは不明である。）。
- ・ 南戸塚に係る平成25年度から平成28年度までの施設長及び職員⑩が、保護者からの徴収金の内訳を手書きでメモしていたノート（なお、南戸塚は、平成24年度以前は、保護者から実費徴収を行っていないようである。）
- ・ 丘の上に係る平成28年度オムツ券購入記録票及び教材費徴収簿
- ・ 東戸塚にかかる実費徴収に係るノート（このノートには、個々の保護者から

の徴収額は記載されていないが、施設長が毎月、徴収した各実費の合計額を記載し、徴収した実費にかかる現金を前理事長に交付する際に施設長が前理事長ないし本部の事務担当職員（職員⑩）から受領した受領印又はサインが記載されている。）

なお、丘の上については、平成30年1月11日10時50分、当委員会から丘の上施設長に確認したところ、丘の上施設長は、保護者から徴収した実費額を確認する帳簿類等の記録は一切存しないと説明をしていた。しかし、後述のとおり、ももの会の代理人弁護士が平成30年2月2日に横浜市に提出した「ももの会 現金徴収一覧」（別紙11）とその添付資料（内訳のデータ）には、丘の上の平成28年度の徴収額が記録されていた。そこで、同年2月14日11時、丘の上施設長に、再度、実費徴収に係る記録がないのか確認したところ、当初は、「ない」と説明していたにもかかわらず、ももの会の代理人弁護士作成の資料を見せ、これがどのような根拠で作成されているのかを確認したところ、「記録は付けていた」と従前の説明を翻すにいたっている。そこで、当委員会から、その記録を早急に当委員会の事務所にファクシミリ等で送付するよう依頼をしたが、パソコンで作成された集計表が提出された。丘の上施設長は、パソコンを扱うことができなかつたのであるから、パソコンで作成する元となるデータがあるはずであり、その元となる資料の提出を求めたにもかかわらず、それは結局提出されていない。

以上のとおり、南戸塚で作成されていたノート、及び、東戸塚で作成されていたノートには信憑性が存するものの、現在までの経緯（当初帳簿等の管理がなされていない旨弁明していたこと、及び、丘の上施設長の矛盾した説明）に鑑みると、その他の徴収簿については、徴収していたときに作成されたものなのか疑問が存する。

このように一部作成経緯に疑問が存するが、提出された徴収簿及びノート類から、各施設の保護者から徴収した額を集計した結果は、別紙12「実費徴収額集計表」（以下、「実費徴収額集計表」という。）のとおりである（但し、丘の上の平成28年度及び南戸塚の平成25年度ないし平成27年度については、ももの会代理人作成のデータをそのまま引用した。また、時間的制約があるなかで、開園時からの膨大なデータの入力作業を行ったこと、並びに、徴収簿及びノートには、手書きで読めない記載が存したり、意味不明な記載等が存したりすること等からデータ入力ミスが存しないとは言いきれない。ただ、徴収簿及びノート類の記載が正しければ、実際の徴収額と大きな差異は存しないものと思われる。）。同表によれば、開園から平成28年度までに約3831万円を徴収していたと言える。平成24年度以降に限定をすれば、約2538万円となる。ももの会代理人弁護士が横浜市に提出した「ももの会 現金徴収一覧」上の平成24年度から平成28年度までの合計金額は、金2412万7187円であるから、約126万円の相違が存する。この相違の原因までは探求できていない。

(ウ) 開園等祝い金について

ももの会の弁明によれば、簿外処理されていた金員は、保護者からの実費徴収分であるとのことである。

しかし、横浜市の平成29年8月25日付け「保育所の特別指導監査結果について（通知）」（こ監第138号）記載のとおり、ももの会本部の口座に入金された45万8000円については、丘の上の開所祝い金（寄付金）である。

そうだとすれば、丘の上以外の施設における開所祝い金についても、簿外となっている可能性が高い。

また、南戸塚は、横浜市から民間移管をうけたものであるため、開所式のような式典は行われていないようであるが、平成25年に園舎建て替えを行い、それに係る式典を行っており、この式典における祝い金（寄付金）も存し、簿外となっている可能性が高い。

これらの点に関して、前理事長及び各施設長に聴取を行ったが、各施設に係る式典の存在は否定しないもの、祝い金の受取の有無、その額、並びに、祝い金のリストの作成及びその存在については、「覚えていない」、「知らない」等と言葉を濁している。丘の上の開所に係る祝い金のリストが存する以上、他施設でも同様の資料が作成されていると思われるが、これらの資料の開示を要請していたが、結局これら資料の開示を受けることはなかった。

そのため、各施設の開園等に係る祝い金（寄付金）等の詳細を知ることはできなかった。

(エ) その他の簿外収入について

ももの会は、その職員から、給食費、駐輪場代、駐車場代等の費用を徴収しているようである。そして、前記のとおり、実費等入金口座には、職員から徴収した分についても入金されていることが窺える記載が存する。よって、職員から徴収した給食費、駐輪場代、駐車場代等の収入も、実費等入金口座に入金され簿外とされている。

また、「太陽」、「インフル」、「祖父母会」、「バザー売上」等、その収入源及び収入の仕組み等が解明されていない簿外となっている収入が多数存すると思われる。

これら徴収にかかると思われる JA 横浜への入金額の抽出はできていないため、その集金額については不明である。

この全貌を解明するためには、さらに、前理事長及び各職員から事情聴取を行うとともに、会計帳簿の精査、証憑の有無及び内容、本件普通貯金口座の精査等多面的に調査する必要がある。しかし、これに係る調査をする時間は存しなかったため、その全貌を解明するには至っていない。

(オ) 簿外となっている現金収入の額のまとめ

前記のとおり、

- ① 平成24年4月1日以降の収入で簿外となっている保護者及び職員等からの徴収額の推定額 約4984万円
(JA 横浜の口座への入金額からの推定)
 - ② 平成24年3月末日以前の収入で簿外となっている保護者及び職員等からの徴収額の推定額 最低約875万円
 - ③ 平成24年4月1日以降の収入で簿外となっている保護者のみからの徴収額の推定額 約2412万円から約2538万円
 - ④ 平成24年3月末日以前の収入で簿外となっている保護者のみからの徴収額の推定額 約1293万円(3831万円-2538万円)
- (以上②～③は、徴収簿及びノートからの推察)

と推察される。

以上から、開園時から簿外とされた全体の収入額については未だ不明な点が多いところ、①と②の合計額5859万円以上になる可能性が高いと思われる。

しかし、ももの会が簿外で管理していたと主張する金額は、入金一覧表記載のとおり合計4557万3173円であり、よって、簿外収入全てがももの会の口座に戻っているとは考えられない。やはり、前理事長が、その個人の資産と主張する普

通No.21の口座で管理されていた金員の原資をさらに調査する必要があると思われる。

ウ 前理事長が、簿外で、かつ、JA 横浜の個人口座で保管していた理由

保護者等からの徴収した現金について、なぜ前理事長が、JA 横浜の個人名義の口座で保管をしていたのか。

この点について、前理事長は、平成30年2月9日、当委員会に対して、個人で運営していたときの名残とか、JA 横浜の口座で（ももの会として）管理していたと説明し、横領する意図はなかった旨説明している。

しかし、当委員会は、以下の事実等から、前理事長が JA 横浜の個人名義の口座に保護者等から徴収した現金を入金していた行為は、ももの会の資産である現金を不法に領得したものであり、横領罪が成立する可能性が極めて高いと判断する。

まず、法人であるももの会の収入にあげるべき金員を、ももの会の帳簿に開園当初から計上せず、個人名義の口座に入金していたという事実自体で、前理事長に、不法に領得する意思が存したと十分に推測できる。

また、前理事長は、当委員会に対して、保護者等から徴収した現金について、理事長室で現金のまま保管し続けていた旨説明し続けている。金種の件についても、前記のとおり、常々「両替をしていた」とおおよそ信じられない説明までしてである。そして、個人の口座には絶対に入金していない旨断言していた。そして、当委員会から、前理事長の個人口座がある金融機関について質問をしても、JA 横浜の個人名義の口座の存在を、当委員会から指摘されるまで、隠し続けていた。このような前理事長の行動は、自らの行為の違法性を十分に認識していたからにはほかならない。

さらに、前理事長は、横浜市から指摘を受けた後速やかに、前理事長が所持しているはずの JA 横浜の通帳や、その取引履歴をとることによって、さらに、各施設で保管している徴収簿や集金簿等によって、保護者から徴収した金額の内訳の概要を真摯に説明できたはずである。しかし、自ら全くそのような行動を起こさず、入金表記載の入金額が、どのような根拠で入金されたものなのか、未だに合理的な説明がなされていない。

また、前記のとおり、ももの会の資産である金員が振替入金されているので、前理事長の純粋な個人資産とは評価できない普通No.21から平成29年9月14日に振替られた4000万円について、それを自らの「個人の資産」と説明していることも、ももの会の資産を個人の資産と混在させ、ももの会の資産について、不法に領得する意思があったと評価できる。

なお、当委員会は、平成30年2月9日、前理事長に対して、横領でなかったというのであれば、前理事長が積極的に、それを裏付ける資料を早急に提示するように依頼をしたが、現在まで前理事長からは何も提示されていない。

よって、当委員会は、前理事長が、簿外で、かつ、JA 横浜の個人口座で保管していた理由は、それを不法に領得する意思があったためと判断する。

エ 調査結果のまとめ

以上のとおりであり、横浜市の指摘事項は「ずさんな現金管理」ということであったが、事實は、前理事長は、定期的に JA 横浜の個人名義の口座に入金をしていた。但し、この JA 横浜の取引明細を取得できたのが平成30年2月8日であるため、それをベースとした更なる調査に及ぶことはできなかった。そのため、どのようなルールで JA 横浜の各普通貯金に入金されていたのか、入金の内訳（保護者からの徴収金だけでなく、職員その他から徴収した金員もある）、普通No.21に入金された金員の性格、払

戻後の保管状況、払戻額と入金表記載の入金額との相違の理由等まだまだ不明な点が多く残っている。

しかし、これまでに述べたとおり、前理事長の JA 横浜への入金行為は、ももの会の経理規程に反するだけでなく、横領罪に該当する可能性が極めて高い。

また、その被害総額となるべき簿外処理されていた金額は、前記のとおり 5859 万円以上に及ぶ可能性が高い。

よって、前理事長の行為は、理事の解任事由に該当する（法 45 条の 16 第 1 項、45 条の 4 第 1 項第 1 号）だけではなく、職員としての地位についても、重大な懲戒事由に該当し（職員就業規則第 54 条第 1 2 号）、被害金額及びその期間等に鑑みれば、懲戒免職に相当する。

したがって、ももの会としては、前理事長について、厳正かつ早急に、理事の地位について解任をするだけでなく、職員としての地位も懲戒免職すべきであると判断する。

また、前理事長から入金表記載のとおりのお金の入金があるが、ももの会の被害総額が幾らになるのかは、その全貌がつかめていない以上、前記入金額を超える損害額が存する可能性があるため、ももの会としては、前理事長に対して、民事訴訟手続も視野に入れて、更なる賠償請求をすべきと考える。

そして、前理事長の行為の全貌がつかめていないため、更なる調査を要すると思われるが、前理事長のこれまでの言動に鑑みれば、正直に全貌について事実を話すとは到底考えられず、真実の解明のためには、強制的な捜査権限を有する機関による捜査が不可欠と判断する。また、被害総額や、社会福祉法人としての公共性・公益性にも鑑みれば、ももの会としては、前理事長に対して、告訴手続等厳正な態度をとるべきと考える。

5 保護者からの徴収金について

(1) 横浜市から指摘され、改善を要するとされた事項

ア 指摘された事実

各施設は、保護者から、おむつ代、DVD 代、諸費の名目で実費徴収をしていたが、その現金が支払いに充てられることなく、前記のとおり理事長室等で、現金のまま簿外で管理されていた。

また、夕食代の名目で徴収した現金について、延長保育のガイドラインの額を超える額を保護者から徴収していた。

イ 改善指示事項

平成 28 年度以前の過去 5 年間に保護者から徴収した経費について、会計報告を作成し、簿外で残っていたことも含め保護者へ説明し、その結果を報告すること。その調査結果に基づき、返還すべき額があれば、平成 29 年度中に保護者へ返還すること。なお、夕食代については、平成 27 年度以降に規定されたガイドラインの額を超えて徴収した現金の額を調査し、平成 29 年度中に保護者に返還すること。

(2) ももの会の弁明

ももの会は、前理事長の現金管理がずさんであったことを認め、その理由として、前理事長が多忙であったため、日々の入金に手が回らなかった旨弁明している。

夕食代の名目で徴収した現金について、延長保育のガイドラインの額を超える額を保護者から徴収していた点も認めている。

(3) 当委員会の調査結果

前記のとおり、保護者から徴収したオムツ代等の実費は、現金のまま簿外で処理されていたのではなく、前理事長個人名義の JA 横浜の口座で保管されていたことが判明したが、未だその詳細は解明されているとは言えない。保護者から徴収した現金の詳細を調査するためには、これら口座をさらに精査するとともに、各施設で保管されている徴収簿、集金簿等も精査し、双方の視点からさらに検討する必要がある。

ももの会としては、JA 横浜の口座に入金された明細をベースに前理事長からこれら口座にかかる通帳の提出を求め、事情聴取を行うなどして、保護者からの徴収金をさらに精査して調査すべきと考える。

なお、ももの会は、保護者からの徴収簿、集金簿等の資料を有していたのであれば、もっと早期に保護者からの徴収金の明細について報告できたにもかかわらず、それが平成30年2月2日に至るまで提出されていないというのは、余りに不誠実な対応なのか、又は、それら徴収簿や集金簿自体も日付を遡って、偽装して作成したのかと疑わざるを得ない。

6 不適切な職員配置について

(1) 東戸塚の改善を要する事項

ア 東戸塚において、平成28年11月から平成29年6月までの職員配置について、職員配置基準を満たしていない時間帯が日常的にあることを確認し、施設長等へのヒアリングにより、平成28年度を通じて施設長も含めて同様の状況であったことを確認した。

イ 地域型保育給付における基本加算部分の1つである「管理者設置加算」は、職員配置及び保育の実施状況に応じて上乘せして給付されるものである。

施設長が保育業務を兼務し、従事していた期間は「その管理者が常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従すること」を満たしていないことになる。

(2) 指示事項

ア 平成28年4月から平成29年6月までの請求内容を確認し、修正したうえで、差額について平成29年9月29日までに返還すること。

イ 平成27年度の請求内容を確認し、平成29年度中に修正と差額の返還をすること。

(3) 丘の上の改善を要する事項

平成29年度の丘の上の職員配置について、職員配置基準を満たしていない時間帯が認められた。

(4) 指示事項

既に改善を実施しているが、本件の原因と今後の対策について平成29年10月31日までに報告すること。

(5) 上記(1)、(3)についてのももの会の弁明

職員配置基準を満たしていない原因は、施設長において、適正な人数配置に対する認識が充分でなかったことにある。

今後の対策として、施設長が職員配置基準の重要性を再認識するようにし、基準を満たしていないときは、保育士からも進言できるような関係を築いていく。

(6) 調査の結果

ア 東戸塚施設長のヒアリングの結果によれば、

(ア) 平成27年施設長になった時、横浜市での立入調査の際、施設長もシフトに入っている状況を伝えた。平成28年7月も監査があった時同様の話をしたが、何も言われなかった。

- (イ) 平成28年度管理者設置基準を受けていたが、基準を満たしていなかった。
- (ウ) 平成29年シフト表を作る時、保育士が足りないことが判明し、前理事長に対しても園長会においても人手が足りないこと、管理者設置基準を満たさないのので、管理者設置加算を外して欲しいと話した。保育士を募集したが、保育士の補充ができなかった。
- (エ) 前理事長から、「施設長が保育をしても構わないが、職員配置基準の保育士に入れないように」と言われた。自分がうまく調整できなかったのが原因だと思う。前理事長には、人手が足りず基準を満たさないこと、人手がないから管理者設置加算を外して欲しい旨伝えた。
- (オ) 平成29年度、前理事長に対して「もう管理者設置加算は外して欲しい、そうでなければもうとでもシフトは作れません」と話したところ、前理事長は「事務のほうに伝えておくわ」と答えた。東戸塚施設長は、自分もきちんと確認すべきだったと前理事長を庇うような証言をした。

イ 丘の上施設長のヒアリングの結果によれば、丘の上施設長が保育士の人手が足りないことを前理事長に訴えたが、施設長が自ら保育に入ると言ったので、自分でしたことである旨答え、前理事長を庇うような証言をした。

ウ ももの会から横浜市に対して、改善報告はなされていない。

(7) 職員配置基準等を満たさない原因

前理事長は、いずれの施設長からも保育士が足りず職員配置基準を満たさないこと、特に東戸塚においては管理者設置加算も満たさないことを明確に訴えられていたが、いずれも改善を図ろうとしなかった。

ももの会の弁明は、施設長の認識不足を述べるが、いずれの施設長も前理事長に対して明確に問題点を訴えている。実際の原因は、前理事長がいずれの基準も満たさない事実を知りながら、実情に見合わない給付を受領したことにある。

(8) 改善策

現在、両施設ともこれらの基準を満たし、東戸塚は、差額約500万円を返納済みである。

前理事長は理事長職を退いている。今後の法人経営が強い遵法精神のもと行われれば、改善されると思われる。

7 不適切な苦情対応について

(1) 横浜市から指摘され、改善を要するとされた事項

平成28年度の苦情記録が整備されておらず、また、第三者委員へ苦情内容を伝えていなかった。苦情については原則として第三者委員へ報告するとともに、苦情記録を整備し、職員間で事例を共有し、再発防止に向けた具体的な対策を講じること。

未解決の保護者からの苦情については、保護者との話し合いの場を設けるなど、誠意をもって、かつ、丁寧に対応し、解決すること。

(2) ももの会の弁明

「苦情」と「要望」の区別について、市と見解が異なる。「苦情」に当たるものについては、これまでも適切に対応してきた。

(3) 当委員会の調査結果

ア 保護者へのアンケートとヒアリング

当委員会は、平成30年1月15日から、別紙3の1「保護者の皆様へ」と別紙3の2「質問事項書」を、各施設の掲示板に掲示する方法にて、保護者からの苦情に関

するアンケートを実施した。

これに対する回答は、南戸塚に係る保護者から3通、戸塚芙蓉に係る保護者から1通、及び、もも保育園に係る保護者から1通、合計5通の回答を得た。また、併せて、当委員会との面談を希望した保護者3名とは直接面談をし、ヒアリングを行った。保護者からの苦情等に係る意見は多岐に亘るため、ももの会に参考となる意見をピックアップして以下に挙げることにする。

- ・平成29年4月以降に、第三者委員が知らないうちに新しい方に変っていた。
- ・主食費値上げに関する根拠、会計報告がない。
- ・これまでたくさんの人が苦情を申し入れてきたが、保育園側がもみ消し、苦情は特にないように装われている。
- ・苦情を申し入れたところ、「嫌なら退園したらどうか」と言われた。
- ・意見書に意見を出しても、「苦情」とか「クレーム」と明記しない限り、苦情としては受け取ってもらえない仕組みになっている。
- ・民間移管された時からずっと苦情を伝えてきているが、全てにおいて解決されていない。
- ・直接施設長と話しをしても、行動及び改善が見られないことが多く、施設長と話しをすること自体が保護者にとって苦痛に感じてしまう。
- ・前理事長による解釈で決定がなされるとか、職員が了承をしたことも前理事長によって覆られてしまうなど、前理事長によるワンマン運営がなされており、苦情が聞き入れられていない。
- ・苦情について、回答を何度も催促しない限り、回答をしてこない。
- ・昨年の横浜市の発表以降、ももの会は、市に対して改善報告書等を提出しているようであるが、その内容が保護者には示されていない。そのため、保護者の立場からすれば、ももの会がどのような報告をして、横浜市からどのようなダメだしをされて、当委員会が設置されたのかその経緯がわからない。
- ・第三者委員も、「園の方針のことだから」と言って、苦情としては取り扱ってくれない。

イ 自己点検表

平成26年度から平成28年度の各施設の自己点検表によれば、各施設への苦情件数は、いずれも0件と報告されている。

しかし、上記保護者からのアンケート及びヒアリングの結果、並びに、横浜市からの説明等に鑑みれば、苦情が0件ということは考えられず、恣意的に0件にされていると考えられる

ウ 苦情解決規定

各施設、苦情解決規定やマニュアルは一応備わっているが、いずれも、苦情受付後に第三者委員に報告することは規定されていない。また、現在まで、同規定やマニュアルは改訂されていない。

エ 当委員会の意見

当委員会は、各施設長等から、従前の苦情処理の方法や、実際の苦情内容とその解決方法及びその記録の有無等についてヒアリングを行ったが、ももの会の弁明同様、「要望」だと思い、「苦情」ではないと思っていた旨弁明している。

しかし、「要望」なのか「苦情」なのかの振り分けは、各施設が行っており、上記のとおり、自己点検表に0件と表記するために、恣意的に「要望」に振り分けられているとも考えられる。

そのため、横浜市が改善事項として指摘するように、苦情については原則として第三者委員へ報告をし、苦情記録を整備し、各施設で情報を共有するシステムを構築する必要がある。

また、第三者委員の選任についても、理事長の説明によれば、前理事長の独断で選任されていたとのことであるが、第三者委員設置の趣旨からすれば、第三者性が保たれた専門家が選任されるべきであり、理事会等によって客観的に選任される手続も構築する必要がある。

しかし、第3・4に記載したように、前理事長は、自らの横領行為の可能性が高い個人名義の口座への入金行為を隠すために、開園時からずっと理事長室で現金のまま保管していたという虚偽を説明し続けていた者である。さらに、その虚偽説明をし続けるために、常々、千円札紙幣や硬貨を1万円札に両替をしていたという信じられないような説明までする者である。前理事長のこのような自己保身に走る性格または態度が、保護者からの苦情が適切に解決されてこなかった大きな要因と考えられる。保護者からの「前理事長による解釈で決定がなされとか、職員が了承をしたことも、前理事長によって覆されてしまうなど、前理事長によるワンマン運営がなされており、苦情が聞き入れられていない」という意見も、それを物語っていると思われる。

よって、今後、今後適切な苦情解決処理を行っていくためには、より良い苦情解決に係るシステムを構築するだけでなく、前理事長による影響をももの会からなくすことが不可欠であると思われる。

8 職員の研修参加について

(1) 横浜市からの指導内容

横浜市の特例指導監査において、職員②は、法人内で規程のない有給の長期研修を受講していた。①特定の職員だけが利益を受けることのないような研修制度を構築する
②これらの改善結果について報告する、ようにとの指導がなされた。

(2) ももの会の弁明内容

ももの会は、本件弁明書において、「特定又は一部の職員だけが利益を受けた事実はない」とした上で、「法人内に研修についての制限はなく、職員が希望した場合、業務の状況等を鑑みつつ、受講を認めている。過去、比較的職員配置にゆとりがあった時期には、希望者を募り、秋田や奈良などの地方における長期間の研修受講を認めたことも度々あった。今後も、一層の保育の充実を図り、できる限り各職員の希望に応じることができるよう、法人として研修制度の改善に努める」と弁明している。

(3) ヒアリングの内容

職員②は当委員会に対し、有給の海外研修であったことを認めている。また、今回の海外研修について、ももの会に対し報告書等を一切提出していない旨述べている。

また、当委員会において、各施設長及び職員に実施したヒアリングにおいて、「秋田への研修」も含め、研修の数は多くないがいくつかの研修の事実を確認できた。しかし、これらの研修については、ほとんどが土曜日、日曜日を利用したものであり、有給の研修ではなかったとの説明もあり、今回横浜市から指摘を受けた職員②の海外研修に匹敵するような長期の有給の研修の事実を確認できなかった。

これらの事実を照らすと、ももの会が弁明するように「特定又は一部の職員だけが利益を受けた事実はない」と断言してよいか疑問が残る。

この点に対する的確な認識を欠いては、合理的であり、公平かつ明確な職員研修規程を定めることはできない、と考える。

(4) 改善策

理事長から当委員会に対し、別紙13「社会福祉法人ももの会職員研修規程」(以下「本件研修規程」という。)が提出された。

理事長の説明では、本件研修規程はMAN社代表が中心となって作成したもので、仮案であり、ももの会内において未検討である、とのことである。

しかし、本件研修規程は、一般的な内容しか定めておらず、第14条において「この規程に定めるもののほか、研修の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める」と定めており、肝心の「理事長が別に定める」規程(以下「細則」という。)の提出がない。

今回指摘されたケースを前提に考えると、少なくとも「長期」の「有給」の研修が認められる場合の公平かつ明確な要件を定めるべきであり、その要件に適合するか否かについて事前の厳格な審査が必要であると考え。また、「長期」の「有給」の研修を行った職員に対して、ももの会に対し報告書の提出を義務付ける等の配慮が必要ではないかと考える。

これらのことを考慮した上で、適切な細則を定めるべきである。そして、各施設長等の意見を聞いた上で、本件研修規程及び細則について検討し、内容を確定すべきである。

3) 誤りの報告について

(1) 横浜市の指摘事項

ア 一般指導監査に提出された書類についての虚偽報告

(ア) 土曜給食(昼食)の提供に係る書類

戸塚芙蓉、もも保育園、丘の上において、土曜給食が提供されていなかったにもかかわらず、土曜日の給食(昼食)が提供されているように記載がされた自己点検表(給食)、献立及び検食記録が作成されていた。

(イ) 職員の出勤状況等を確認する書類

i 戸塚芙蓉、もも、丘の上において、実際に勤務をしていない職員の氏名が、事前に提出された自己点検表・シフト表等に記載されていた。

ii 出勤簿及びシフト表の改ざん

丘の上において、丘の上施設長が、実際勤務をしていない職員を勤務したように、また、実際の勤務時間よりも多い時間勤務したように装った出勤簿及びシフト表を改ざんした。

(ウ) 保護者からの徴収金について

i 戸塚芙蓉、もも、丘の上において、自己点検表(会計)において、保護者からの徴収金は「主食代」「延長保育」「一時保育」としており、その他の経費についての記載がなかった。

ii さらに、「保護者からの徴収金は施設会計に全て計上している」と記載していたが、470万円を超える額が会計処理されず、簿外となっていた。

イ 平成29年4月14日付け「改善状況報告書」についての虚偽報告

同報告書において「土曜日給食日誌の誤記入について」報告があり、給食日誌への記録について、「記録簿の記載は園長の押印の後、職員が全書類の記録もれ、誤記入がないかを調べたとき、その際土曜日の主食と汁物を追記したとのこと」とあるが、職員等への聞き取りから施設長の押印時には既に土曜日の献立における昼食も記載がされていたことが確認された。

(2) ももの会の弁明

ももの会の弁明は以下のとおりである。

ア 土曜給食(昼食)の提供に係る書類について

虚偽の報告を行った事実は存しない。なお、給食日誌記載の施設長意見には軽食についてのものであることが明記されている。

献立の記載について、過去の監査時に、市の担当者から、現時点では保護者の同意が得られているとしても、同意が得られなくなった場合には提供せざるを得ないので、その場合に備えて、献立だけは立てておくように言われ、やむを得ず記載していた。

イ 職員の出勤状況等を確認する書類について

勤務実態の把握は困難である。

施設間の配置転換予定及びその変更を度々おこなっている。

ウ 保護者からの徴収金について

いずれも記載の誤りである。

実費についてチェックすることを失念した。

徴収金についても、全て施設会計に計上していると誤信して記載をした。

エ 平成29年4月14日付け「改善状況報告書」についての虚偽報告

記載した各人の、各欄の記載又は押印の時期について、記憶違いがあった。

(3) 当委員会の調査結果について

ア 献立表の作成について、ももの会は、将来的に保護者から同意が得られなくなった場合に備えて作成しておくよう横浜市の担当者に言われたため、作成していた旨弁明する。そのことは、給食会議等で議論された旨理事長は説明する。

しかし、そのような議論がされたことを裏付ける議事録は提示されなかった。また、土曜給食(昼食)を記載した献立表は保護者に提出していたのであれば、その作成意義は理解できるものの、保護者に提示していなかったのであるから、その存在意義が全く理解できない。

さらに、戸塚芙蓉の給食日誌には、提供されていない土曜給食(昼食)の献立が記載され、かつ、職員による当該献立に関する感想まで記載されている。この点について、ももの会は、軽食についての感想であり、昼食に関する感想ではないかのように弁明している。しかし、軽食ではなく、明らかに昼食に対する感想も記載されている(感想欄に、昼食の献立名を記載した上で、感想を記載している給食日誌が多数存した。)。この点について、職員⑦は、前理事長から、土曜給食について提供していなくても、献立表に記載されているとおりの記載とそれに対する感想の記載をするように指示された旨説明している。一職員が、実際に提供されていない土曜給食について、献立表に記載し、かつ、その感想まで記載するということはおよそ考えられず、当時理事長であった前理事長による指示と考えるのが自然である。

イ 職員の出金状況等を確認する書類について、丘の上施設長は、自ら実態とは異なるシフト表等を監査直前に改ざんをしたことを認めており、自らの判断で行ったと説明している。

なお、丘の上施設長は、前記のように、当委員会に対して、保護者からの集金記録はない旨説明しておきながら、その後、顧問弁護士が丘の上に係る集金明細を横浜市に提出している点を聞くと、「私が徴収名簿を書きました」と保護者からの実費に関する徴収記録が存する旨説明を翻すに至った。パソコンを使用することができない丘の上施設長が「私が徴収名簿を書きました」と説明するので、その説明を前提にすれば、手書きの記録が存するはずであるが、当委員会からその「徴収名簿」を速やかに提出するように依頼したところ、パソコンで作成された「オムツ券購入記録票」が提出された。

ウ 保護者からの徴収金について、自己点検表(会計)において、徴収している内容全てを記載しなかったこと、及び、簿外となっていることを記載しなかったことについて、ももの会は、「記載誤り」、「失念」、「誤信」と弁明しているが、前記のとおり、保護者からの徴収金については、前理事長による故意による簿外処理であり、かつ、それは前理事長による不法に領得する意思があつてなされた行為である可能性が高い。よつて、「記載誤り」、「失念」、「誤信」というものではなく、意図的に事実とは異なる記載がなされている。

エ 平成29年4月14日付け「改善状況報告書」について

「改善状況報告書」に添付されている前理事長作成の「土曜日給食日誌の誤記入について」には、「記録簿の記載は園長の押印の後、職員が全書類の記録もれ、誤記入がないかを調べたとき、その際土曜日の主食と汁物を追記したとのこと」とあり、あたかも職員が後から記載したものである旨報告されている。

しかし、横浜市指摘のとおり、横浜市による職員等への聞き取りから前理事長の押印時には既に土曜日の献立における昼食も記載がされていたことが確認された。

この点について、当委員会から前理事長に確認したところ、前理事長は、当委員会に対して、ある職員(後に退職した職員)が、前理事長の印章を偽造し、それを無断で押印をしていた旨説明した。この前理事長の説明自体、突然でできた話であり、当該職員が印章を偽造してまで給食日誌を作成する合理的理由が存しないため、全く信用するに値しない説明である。

そもそも、前記のとおり、土曜日給食の主食等献立の記載及び感想は、前理事長自らが職員に指示した可能性が高い。

オ 以上のように、前理事長の簿外処理に関する記載については、意図的な偽装の報告である。また、丘の上施設長のように、実態とは異なる書類を作成することについて、安易に行われており、書類作成に関する規範意識が鈍磨していると思われる。この原因は、苦情処理同様、前理事長の影響が多大であつたためと思われるので、前理事長による支配を排除することが不可欠であると考えらる。

第4 法人への特別監査に関する調査結果と原因の分析

1 横浜市から指摘された事実及び問題点

(1) 平成29年3月27日理事会議事録について

ア 同日開催の理事会(以下、「本件理事会」という。)の議事録(以下、「本件議事録」という。)は、議事の経過・結果を正しく記載していない。

旧定款第9条第8項「議長及び理事会において選任した理事2名は、理事会の議事について議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに署名又は記名押印しなければならない」とあるが、

イ 当日、欠席したAが、出席理事と記載され、議事録署名人となっている。Aは議事録への捺印もしていない。理事Aの印章はももの会に預けられていたことからAの印章が無断で使用された可能性がある。

ウ 当日、欠席したCが、出席監事に記載されている。

エ 補充理事候補者承認に関する議案で「新たに就任する評議員にA、B、D、Eを推薦するにあたり、以上4名から辞任届が提出され、全員異議なく賛成した」とあるが、

(ア) Aは理事会に欠席し、理事辞任届に捺印していない。

(イ) 理事候補者Fへのヒアリングによると、平成29年3月27日までに自ら署名捺

- 印した就任承諾書を提出していないこと、本件理事会後に前理事長から就任依頼を受けた旨を述べ、議事録の記載内容は事実と反している。
- (ウ) ヒアリングによっても補充理事候補者を推薦する理由等の証明があったことを明確に述べる理事はいなかった。
- オ 本件議事録については「評議員選任・解任委員の選出」の議案があり、
- (ア) 評議員選任・解任委員の選出に関して「就任承諾書が提出された」とあるが職員Gは提出した認識がない。
- (イ) 評議員候補者となったAは、当日の理事会に出席していないうえ、評議員になることを認識していなかった。
- (ロ) H、Iは評議員への就任を承諾していないにもかかわらず、本人らが捺印していない就任承諾書が作成されていた。
- なお、H、Iの印章は理事長室にて保管されていた。
- (エ) 出席理事が自らの理事辞任及び評議員候補者選任に関する議題に参加することは利害関係が生じるものであるが、D、E、Bは自ら理事辞任及び評議員候補者選任に関する議題に参加し途中退席したなどの記載も聴取した事実からも確認できない。
- (オ) このように評議員候補者7名のうち、2名は承諾しておらず、1名は就任のことを認識していない。
- (カ) 評議員候補に関する説明で選任理由が具体的に説明されたことを明確に述べる者は認められない。
- (2) 同日開催の評議員選任・解任委員会について
- ア Kへのヒアリングでは、当日の理事会に参加したが、同日15時から15時45分まで本委員会に参加した記憶はない。
- イ 職員Gも、上記のような時間まで開催されなかったと述べている。
- ウ 以上によれば、委員会の出席者、討議時間等について議事録が正確に記載されているとは認められない。
- (3) 書類の偽造
- ア ももの会において、前理事長が理事や評議員候補者の印章を所持し、自由に印章を使える状態であった。
- イ 理事や評議員候補者らが作成に関与していない辞任届や就任承諾書が作成されていた上、評議員就任を承諾していないにもかかわらず、承諾書に捺印され、それが横浜市に提出されるなど、偽造された書類が使用されていた。
- ウ 議事録についても、欠席した理事や監事が出席扱いとなったり、議事録を確認していないのに議事録署名人として捺印がされたり、議事録記載のとおり議事がされていないのに事実と異なる議事録が作成された。

2 横浜市が改善を求める事項

以上指摘したとおり本件理事会及び同日開催の評議員選任・解任委員会は、定款や法律に反しているし、議事録に正しい記載がされていない。

- (1) 議事録の誤りの原因を調査すること。
- (2) 役員の印章を使用して就任承諾書や議事録を作成した経緯を調査して報告すること。
- (3) 再発防止に向けた改善を報告すること。

3 ももの会の弁明

(1) 本件理事会について

ア 後任理事選任決議や、評議員候補者推薦決議等は、問題点が指摘されているが、定足数を満たした会議で議決されたから無効ではない。

イ 評議員推薦のために該当理事から辞任届を取る必要性はない。

Aについては、3月29日に前理事長がAに評議員として選任されたことを伝えた。

ウ 利害関係を有するものは、議決に加わることができないとあるが、理事会を一旦退席しなければならないと記載されていない。

エ 評議員候補者から事前に就任承諾書もしくは就任承諾の意思がなくても本件理事会の推薦決議は無効にならない。

オ 理事候補者について、前理事長は氏名、経歴、推薦理由を理事会で説明した。

(2) 平成29年3月27日評議員選任・解任委員会について

上記委員会は開催された。

(3) 議事録の不備、虚偽記載

本件議事録には誤記が散見される。理事会が開催された部屋が狭く、全部で16名参加したため、欠席者を出席としてしまった。今後はより広い会議室のある丘の上で会議を行う。

4 平成29年9月29日付けももの会の改善報告

(1) 不正確な議事録作成の原因、改善策

ア 出席予定者の急な欠席、会議における確認不足、議事録作成者が離れて着席し、欠席者を見落とすなど、事後チェック体制の甘さが原因である。

イ 記載内容の誤りについて

議事録を作成する際、従前の議事録・会議資料と内容が同様の部分について事務作業の便宜上、コピー&ペースト操作をしたが、その範囲を誤ったことが原因である。

ウ 監事1名について、事前に出席の連絡があったが、急きょ欠席となった。出席人数を明確に確認したり、欠席者名の呼び上げをしなかった。

エ 本件議事録作成後、出欠や記載内容を複数で確認することをしなかった。

(2) 再発防止策について

ア 議事録の重要性を再確認し、議事録作成担当者にも認識させる。

イ 議事録作成担当者は必ず会議に同席し、作成された議事録は、複数名で確認することを徹底する。

ウ 会議の場所は、より広い丘の上の会議室とする。

エ 平成29年9月1日の理事会において、本件議事録の修正する議決を得た。

(3) 書類作成の不備に対する改善策

印章を預かっていたのは、ももの会理事及び監事の便宜のためである。押印行為は事前に口頭で承認を得ているとの認識のもとで行った。

今後役員から印章の預かりを行わず、本人に捺印してもらうため、必要書類は余裕をもって作成する。

5 平成29年10月30日付けももの会の報告書

(1) 本件議事録について

作成者は不明。職員⑩、職員⑨、もも施設長が関与しているが、データを共有し上書きしているので関与部分を特定できない。作成日は、平成29年5月2日である。

議事録署名者欄の押印は、上記3名のいずれかが同日行った。

- (2) 平成29年3月27日評議員選任・解任委員会議事録について
作成者は不明。職員⑩、職員⑨、もも施設長が関与しているが、データを共有し書きしているので関与部分を特定できない。

作成日は、データを書き上げてしまっており、確認できない。

- (3) 議事録作成に関する再発防止策について

ア 議事録作成担当者 職員②、議事録確認者 理事長（現在は顧問弁護士も確認）とした。

イ 議事録作成及び確認の方法の改善

平成29年8月以降に開催された理事会等の議事録は、顧問弁護士が出席者の確認、開催要件の確認、議決事項と報告事項の違い、議事録のまとめ方を指導している。他の法人の理事会を傍聴等している。

6 調査の結果

- (1) Aは、ヒアリングに対して以下のとおり述べた。

ア ももの会設立当初の平成13年頃から理事になった。当時は、子らを保育園に預けていた保護者であった。前理事長から「名前を貸してくれ。理事会がある時来られたら来てくれればいい。あとは全部自分たちでやるから」と言われた。

イ 理事会の出席状況は、仕事の関係で平成24年以降ほとんど出席していない。

しかし、平成27年5月26日、同年11月28日、同年12月20日開催の議事録はいずれもAは出席理事欄に記載され、Aが議事録署名人となっているものもある。

理事会の招集手続は電話や郵便であるが、連絡が来たり来なかったりする。また、直前に電話があり「明日、理事会があるけど」と急に言われることもあった。

ウ 最近ではもも施設長が議事録作成者であるが、職員②から、本件議事録は当初Aを欠席にしたが、横浜市への提出にあたって出席扱いにした旨聞いた。

エ 理事会では理事が相互に誰だかわかっておらず、一度前理事長に役員名簿が欲しいと言ったら「自分が連絡するからいい」と言われた。理事会では資料と式次第が配布されるが、特に議論になるようなことは殆どなく、30分くらいで終了し、保育園の給食を食べて帰るという状況であった。理事会は形式的に説明を受けてそれでいいという雰囲気であった。

オ 印章の保管状況であるが、Aはももの会に預け、出席しなくても人数が足りない時押印してもらって構わないと思っていた。ほかの役員も、ももの会に印章を預けていた。

カ 評議員候補者であることは、平成29年3月27日には知らなかった。評議員承諾書は、3月27日以前には全く保育園に行っていないので押印していない。

6月頃、横浜市のヒアリングの直前に前理事長から連絡が来て「口裏を合わせるために議事録送るから議事録のとおりにおりに答えて」というようなことを言われた。メールアドレスを聞かれ、本件議事録が送信されて来た。

キ 保育所に対する特別監査が入り、平成29年5月20日、役員やコンサルタントが集まった。

Aはももの会と業務委託契約を締結し、ももの会の事務を改善したいとの意欲があったが、同年8月4日、前理事長から「やって頂く仕事はありません」と言われ、ももの会に行かなくなった。

- (2) Bは、ヒアリングに対して以下のとおり述べた。

- ア Bは、前理事長の依頼で平成27年11月から理事に就任した。Bの夫は初代理事長であったが、当時も実権は前理事長が有していた。前理事長と取引がある。
- イ 理事会の出席状況は、ほとんど出席し、1回休んだくらいである。
理事会の招集手続は一週間前に郵送されるというが、このように答えたのはBのみである。本件議事録に理事として押印があるが、後日、理事会に行った時押印したという。
- ウ 印章に関して、横浜市のアヒリングに対しては「書類作成について必要でしょうから、どうぞと思って法人に印章を預けている」「就任承諾書の用紙は初めて見た。押印はしていない。なぜなら法人に印章を預けているから」と答えているが、当委員会のアヒリングでは、ももの会に印章を預けたことを認めていない。評議員就任承諾書についても「作っていない」というものの「判子を預けていないので私が押したと思う」と述べた。
- エ 評議員に推薦されたことを平成29年3月27日より前に前理事長から依頼された。評議員についての説明を受けたかという質問に対して明確に答えなかった。また、評議員推薦・解任委員会で委員であるMについて、いたのかなと思う。紹介はあったと述べた。
- (3) Cは、アヒリングに対して以下のとおり述べた。
- ア 別の社会福祉法人の評議員を勤めていた、別法人の理事長の紹介で平成24年からももの会の監事になった。
- イ 理事会の招集手続は郵送もあるが、電話も多い。本件理事会には出席を予定し、葉書で出席の回答を出したが、急ぎよ行けなくなり、前理事長か南戸塚施設長に電話で欠席を伝えた。それにもかかわらず、本件理事会では出席監事として議事録に記載された。
- ウ 通常、理事会は大体10時30分から11時に集合し、保育園の給食を頂いて終わる。議題がほとんどない会もあり、審議時間が短くて保育園からの説明を一方的に受けるということもあった。理事会は録音をとっておらず、議事録作成者が誰かはわからない。平成29年9月13日開催の理事会に署名押印したがそれまでに議事録を見たことがない。
- エ 今後のこととして、理事会で意見があまり出てこないの、理事として問題点を指摘できるメンバーが必要だと思う。
- オ Cはももの会に印章を預けていない。
- (4) Dは、アヒリングに対して以下のとおり述べた。
- ア 5年前から芙蓉保育園の第三者委員（苦情対応）になっているが、前理事長らから依頼されて平成27年11月から理事になった。理事会には出席しているほうで、2回くらい休んだ。
- イ 理事会の招集手続は、葉書が来ることもあるが、ぎりぎりに電話で呼ばれることもある。理事会の様子は、皆おとなしくしていればいいという感じでももの会からの説明を一方的に聞くだけで、開催時間は30分くらいで、保護者からの苦情を議論したことはない。理事がどういう仕事をするのかわからない。
- ウ 議事録は見たことがないし、記録をとっているのを芙蓉保育園では見たことがなく、丘の上に移ってから、前理事長の娘のどちらかがパソコンで作成している。
- エ 本件理事会は出席しており、11時から1時間くらいで給食を食べて帰った。Mには会ったことはない。
- オ Dの印章をももの会に預けたことも勝手に使っていたと言ったこともない、ほかの

理事が預けているのを知らないし、ももの会が預かっていることは今回初めて知った。
カ 評議員になることは、本件理事会当日前理事長から言われた。評議員の説明がないので「評議員てなんだろう。何人いるんだろう。どんな人なんだろう」と思った。評議員候補者の名簿も付箋の貼ってあるものも見たことがない。

キ 平成29年7月26日開催の議事録署名人になっていることも知らない。

(5) Eは、ヒアリングに対して以下のとおり述べた。

ア ももの会設立当初からの理事で、前理事長とは元の勤務先であった学校関係の先輩後輩で、前理事長から頼まれて「名前を貸してくれ。理事会がある時来られたら来てくれればいい。あとは自分たちで全部やるから」と言われた。

イ 理事会には殆ど出席し、招集手続は事前に手紙が来る。

ウ 本件議事録について「自分で署名押印した」というものの「覚えていない。ああ私これにお答えできない」と動揺していた。

エ 印章は預けておらず、次に来た時に議事録に押印する。

オ 評議員のことは何時言われたかはわからない。前理事長には「私は、いいよ。何でもやるから」と話してある。評議員就任承諾書はいつ作ったかわからない、全く保育園に行っていないので押印してないと思う。

(6) 職員Gは、ヒアリングに対して以下のとおり述べた。

ア 平成21年8月からももの会の事務員として勤務している。前理事長の長女と高校の同級生であったことがももの会に勤務するきっかけである。

イ 本件理事会には出席していない。議事録の作成に自分は携わっていない。

ウ 評議員選任・解任委員会の委員になることは聞いていたが、評議員候補者の説明があったかどうかは覚えていない。委員会について誰がいたかを質問すると「M, K」と述べた。

第2回評議員選任・解任委員会は平成29年7月26日に、第3回（議事録の表題は第2回になっている）委員会は平成29年9月1日に開催され、いずれも議事録では職員Gは出席となっている。しかし、職員Gは、第1回以降、何回評議員選任解任委員会が開催されたかは覚えていない。

(7) Jは、ヒアリングに対して以下のとおり述べた。

前理事長の妹であり、無認可保育園の時代から保育士として働いてきた。

従前理事会の議長は、前理事長があたってきたが、平成28年12月20日の理事会議事録では、理事Jが議長に選任されている。そのことについて、理事Jは理事会で自分が保育園の状況説明や大きな出来事の報告をやっていたこと、議長の選任手続がないことから自分が議長として記載されたと思う。

(8) Kは、ヒアリングに対して以下のとおり述べた。

ア ももの会設立当初から監事をしている。前理事長の元の職場の知り合いであり、前理事長から「名前だけでいいから」と頼まれた。

イ 知らないうちに芙蓉保育園の苦情処理の第三者委員になっていた。

ウ 監事の仕事はよくわからなかった。横浜市のヒアリングで「監事というのは大変な仕事です」と言われて、「ああそうですか」と感じた。

エ 理事会の招集手続は電話連絡か郵便である。

オ 本件理事会にAが出席していたかはわからない。理事はお互い連絡先も知らないし、前理事長からの説明を聞くだけで、理事会で判断することは難しい。

カ 同日の評議員選任・解任委員会は、本件理事会に引き続き行われたが、評議員選任・解任委員はKのほか職員Gであり、もう一人はわからない、評議員選任・解任委員会

でどの方が出席していたのかわからない。

キ 「(平成29年)3月過ぎていろいろ問題が起きてから評議員選任・解任委員会とか(理事会の)議事録整えてきたんじゃないですか?7月頃から」と述べ、議事録等が後日作成されたという推測をしている。

ク 印章をももの会に預けたかとの質問に対しては曖昧であり、「ずっと前に1回もうかなり前(に預けた)」「3月27日の時は預けていない」「自信がない」と述べている。

ケ Kは、今までももの会がどういうもので私がどういう役割をしなきゃいけなかったという認識がなかった旨自省し、前理事長は一人で次々増える施設を抱えて行き届かなかったと思う。

(9) Lは、ヒアリングに対して以下のとおり述べた。

ア 無職であるが12、3年前定年退職をしてから、ももの会の営繕をボランティアでしている。ももの会にかかわるようになったきっかけは、配偶者がパートタイマーでもも保育園に勤務していたことである。

イ 理事となったのは平成29年4月からで、理事会には出席しているが、平成29年9月1日開催の理事会で本件議事録が訂正された議決のことは覚えていない。

ウ 理事就任承諾書は「名前を書いたと思う」というが、右書面は記名である。印章は家にありももの会に預けたことはない。

(10) Mは、ヒアリングに対して以下のとおり述べた。

ア 子どもがもも施設長と高校時代の友人で、もも施設長から「1、2回保育園に来る仕事」ということで、評議員選任・解任委員会への就任を依頼された。

イ 本件議事録で評議員選任・解任委員に選任されたことになっているが、評議員選任・解任委員の説明はなく、同委員就任承諾書の作成は記憶にない。

ウ 評議員選任・解任委員会の第1回である平成29年3月27日は、午後芙蓉保育園に行き、前理事長から一人で説明を受けた。事務室で前理事長に会い、会合はなく、ほかの評議員選任・解任委員にも会っていない。

エ ももの会に印章を預けていない。

オ 就任後、2回の評議員選任・解任委員会に出席している。3回目は、ほかの委員2名と顧問弁護士が出席していた。

(11) Nは、ヒアリングに対して以下のとおり述べた。

別法人の保育園の施設庁であり、前理事長とは研修や園長会で顔を合わせ、前理事長の依頼で平成29年9月1日に評議員に選任された。評議員会に出席したのは1回だけである。

(12) Oは、ヒアリングに対して以下のとおり述べた。

ア もも施設長が4、5歳からの知り合いでももの会の取引先でもある。

前理事長から「徐々にわかっていくんでとりあえず出席して」との依頼で、平成29年4月1日から理事となった。

イ 初めての理事会が同年7月26日開催されたが、審議事項は覚えていない。招集通知は電話できて議題の説明はない。

ウ 理事就任承諾書の作成時期は曖昧であるが「3月27日より前」である。同承諾書に署名押印し、印影は楕円形である。自分の印章は、自宅にあるか、自分で持っている。

エ 同年9月1日開催の理事会に出席し、新評議員の推薦という議題があるが、候補者名簿は、あまり見ていない。本件議事録の訂正に関する議題について、割と無責任に聞いているから自分では把握していないけど、聞いたような記憶がある。なんで訂正

するかよくわからないから役所の人に聞いた。

オ 理事長交代について、前理事長がやるわけだから代えても代えなくても変わらないはずである。業務の執行は、前理事長が決めていくことが多いだろうと思う。理事長が交代になっても、実情は変わらないと考える。

(13) Pはヒアリングに対して以下のとおり述べた。

ア 一般財団法人の理事で、前理事長とは、30～40年前からの知り合いで、無認可保育園を認可保育園にする時一緒に活動した。

イ 平成29年7月26日開催の評議員選任・解任委員会でPが評議員に選任され、同日の評議員会には出席し、その後2回欠席し、全部で3回くらい出席した。就任したばかりなので、本当に聞いているだけという感じで参加している。

ウ 招集通知は、郵便で来て速達でぎりぎりに来ることもあるし、電話連絡もある。

(14) Qは、ヒアリングに対して以下のとおり述べた。

ア 前理事長から依頼されて平成29年7月26日開催の評議員選任・解任委員会で選任された。子どもがもも保育園に通園していた。前理事長とは園長会でも顔を合わせ、前理事長には、Qの親族が経営するももの会の評議員になってもらっている。

イ 評議員就任承諾書は、署名捺印し、同日開催の定時評議員会にも出席している。

ウ 招集通知は郵便で、詳しくはないが、箇条書きのような議題が載っている。

エ 評議員会は、質問とかはなく、自分でその内容を受け入れるところで終わってしまう。

(15) Rは、ヒアリングに対して以下のとおり述べた。

ア 本件理事会で、4月1日から理事に選任された。ももの会の取引先である。

イ 創立の時から前理事長を知っており、当時の理事を理事会に車で送迎していた。前理事長から「どうせ送ってくるならば理事をやって頂けないか」と依頼された。

ウ 平成29年11月夫が亡くなり、理事会のことはあまり覚えていない。9月1日の理事会で議事録の訂正の議案があったか全然覚えていない。

エ 理事就任承諾書は署名押印した。前理事長が職場へ書類を持ってきてその場で書いて前理事長に渡し、その時期は、3月27日より前である。

(16) Sはヒアリングに対して以下のとおり述べた。

ア 元保育士や園長の経験があり、前理事長と面識があった。「お名前だけでも」と依頼された。

イ 平成20年頃理事になったが、ずっと自分は、もも保育園の理事という認識であり、ももの会の理事とは知らなかった。Sは、1回だけ夏頃もも保育園に行ったが、ももの会の理事会には出席したことはない。あまりにも出席できないので、平成27年11月頃辞任した。

7 指摘された事実の認定と問題点

(1) 本件理事会について

ア 本件議事録作成について

(ア) ももの会の報告によると、本件議事録の作成に関して3名の職員が関与しているが、データを上書きしているので関与部分を特定できないので、今までは議事録作成者を特定できないという。

(イ) 本件議事録には、欠席したAが、出席理事に記載され、急きょ欠席したCが出席監事に記載されている。

(ウ) 本件議事録に誤って欠席した理事や監事を出席者と記載した場合、理事は8名、

監事は2名しかいないのだから、本件議事録を確認すれば誤りにすぐ気が付くはずである。このように容易に発見できる誤記載も理事らから指摘されたことがないことから、理事らが本件議事録を確認していないことが認められる。

(エ) 欠席したAが議事録署名人になっていたり、ももの会自身も議事録作成者を特定できないと報告していることから、本件議事録が理事会開催ごとに審議の経過のとおり作成されていたかは多いに疑問である。

イ 補充理事選任決議や評議員選任・解任委員選任決議について

いずれも就任を承諾していない者を候補者としたり、本件理事会で、候補者の推薦理由等の説明があった事実は認定できなかった上、決議にあたり利害関係者を参加させなかったという事実が認められず、本件理事会で、真実、理事らによる審議がなされたのか、また手続を順守して議決に至ったのかについても疑問である。

(2) 平成29年3月27日評議員選任・解任委員会について

ア 評議員選任・解任委員は、G、M、Kの三名であるが、Gは第1回評議員選任・解任委員会について記憶が殆どないという。Kは、「評議員選任・解任委員はKのほかGであり、もう一人はわからない。評議員選任・解任委員会で誰が出席していたかわからない」と答えている。Mは評議員選任・解任委員会の第1回である平成29年3月27日は、午後に芙蓉保育園に行き、前理事長から評議員選任・解任委員の説明を受けたという。会合はなくほかの評議員選任・解任委員に会っていないことを明言している。

以上のことから平成29年3月27日評議員選任・解任委員会は開催されなかったことが認定でき、したがって、その議事録は虚偽文書であると認定できる。

イ ももの会では、平成29年9月1日開催の評議員選任・解任委員会で平成29年3月27日の議事録の開催時間を修正する決議がなされ、修正した議事録が作成された。しかし、そもそも平成29年3月27日評議員選任・解任委員会は開催されていないことから修正された議事録も正しい内容が記載されていない。

(3) 書類の偽造について

ア 役員の印章保管について

(ア) ももの会が、ほとんどの理事等役員の印章が保管されていたことは、ももの会平成29年10月30日付け「報告書」の添付資料2の写真（以下、「本件写真」という。）により明らかである。

(イ) Aは、印章を「保育園に預け、出席しなくても人数が足りない時押印してもらって構わないと思っていた。ほかの役員も印鑑を預けていた」と述べ、Aはももの会に印章を預けていたこと、ほかの役員も印章をももの会に預けていることを認めている。

(ロ) Bは評議員就任承諾書を「作っていない」というものの「判子を預けていないので私が押したと思う」と述べた。しかし、本件写真には、Bの印章があり、印章をももの会に預けていないということは真実ではない。

(ハ) Cはももの会に印章を預けていないというが、本件写真によれば、Cの印章が写っている。仮にCの言うとおりの印章を預けていないのであれば、ももの会が無断でCの印章を保管していたことになり、一層問題である。

(ニ) D、E、LらもCと同様のことを述べたが、本件写真からももの会で印章が保管されている事実を確認できる。

(ホ) ももの会が保管していた印章の中には既に役員を退任した者の印章もあり、保管の期間は相当長期に及ぶと思われる。

(キ) Bは横浜市のヒアリングに対して「評議員就任承諾書の用紙は初めて見た。押印はしていない」と述べるが、「書類の作成に必要でしょうからどうぞと思って法人に印鑑を預けている」と矛盾したこと述べている。

(ク) ももの会も「印鑑を預かっていたのは、ももの会や役員の便宜のためである印鑑の預かりについて、理事らから事前に口頭で承認を得ているとの認識がある」と弁明している。したがって、理事らの多くは、ももの会に印章を預け、ももの会がその印章を用いて便宜に書類を作成することを容認していたと思われる。

イ 承諾書の作成

(ア) 評議員就任承諾書について、Aは「評議員承諾書は、3月27日以前には全く保育園に行っていないので押印していない。横浜市のヒアリングの直前に前理事長から連絡が来て「口裏を合わせるために議事録送るから議事録のとおりにお返事で」というようなことを言われた。メールアドレスを聞かれ、平成29年3月27日の議事録が送信されて来た」と述べ、前理事長から口裏合わせを依頼されたことを述べている。

(イ) Eは、「評議員就任承諾書はいつ作ったかわからない、全く保育園に行っていないので押印してないと思う」という。

(ウ) Oは、「理事就任承諾書に署名押印し、印影は楕円形である。その印鑑は、自宅にあるか、自分で持っている」と言うが、Oの理事就任承諾書は、署名ではなく記名であり、印章も楕円形ではなく丸いOの印章が押捺され、本件写真によれば、Oの印章はももの会で保管されている。

(エ) 以上のことから、これら承諾書は、ももの会が本人の明確な承諾がないまま作成した可能性がある。

しかし、Aが印章を「保育園に預け、出席しなくても人数が足りない時に押してもらって構わないと思っていた」と述べ、Bが横浜市のヒアリングに対して「書類の作成に必要でしょうからどうぞと思ってももの会に印鑑を預けている」と述べていることから、役員のおおんどももの会に印章を預け、自由に使用することを認めていた可能性も否定できない。したがって、これら承諾書を偽造したとは断定できない。

8 本件議事録等に誤りがある原因

(1) 以上のような本件議事録等作成の原因は、ももの会が理事等役員の役割や理事会を業務執行権限のある機関として全く尊重してこなかったことと、理事等役員の役割の認識欠如にある。

(2) ももの会の理事等役員は、ほとんどが前理事長の親戚であったり、古くからの知己であったり、取引先であったり、職員や非常勤職員の配偶者であったり、もも施設長の学生時代の友人の母親等であり、前理事長との親密さからその意に沿うような人物を選任していることが認められる。

(3) 前理事長からは理事等役員を依頼するにあたって「出席するだけでいいから」とか「名前を貸してくれ。理事会がある時来られたら来てくれれば良い。あとは自分たちで全部やるから」等と言われたとのことから、前理事長が自分の思いとおりに理事会を運べるようにしていたことが窺われる。

(4) 前理事長が依頼した理事等役員候補者についてその役割を説明することもない。前理事長自身が、社会福祉法人の理事等役員の役割を認識していないこともあって、ほとんどの理事が社会福祉法人の理事としての果たすべき役割を理解しておらず、社会福祉法

人の業務執行機関として、理事会を構成する理事が相互に十分な議論行うことがなかったことが、問題のある議決や議事録等の作成の原因のひとつである。

- (5) 保育園では理事会のほかに評議員選任・解任委員会、評議員会等幾つもの重要な会議が行われ、6つの保育園に関する審議事項は多岐に及ぶと思われる。

施設長業務もこなす前理事長一人では、到底手が足りなかったと推測されるが、それにもかかわらず、前理事長が法人の運営についてすべて自分の手中に収めようとしていたと思われ、その結果、法人の組織体制やそれによるチェック機能を見捨てることになり、前理事長のほかに法人運営の透明性確保に努めるものが誰もいなかったことが大きな原因である。

9 改善策について

改善策については、第5で述べるとおりである。

第5 再発防止について

当委員会の再発防止作については、既に述べたとおりであるので、ここでは繰り返し述べず、以下の点のみを指摘する。

1 従業員教育によるコンプライアンスの徹底

- (1) 当委員会は、多くの関係者にヒアリングを実施したが、理事長、退任している理事、退職した職員を除き、ほぼ全員が知っていることをありのまま話し、当委員会の調査に積極的に協力したとは考えていない。

横浜市のヒアリングの際に具体的に答えていた前理事長にとり不利な事実について、当委員会のヒアリングに際しては「分からない」、「覚えていない」等と話したり、明確に記憶しているのが通常であると思われる同じく前理事長に不利に作用する事項についても、曖昧な証言に終始する職員等が多かった。

前理事長に対する強い感謝の念を述べる施設長も複数おり、前理事長は、少なくとも各施設長、職員から尊敬されている様子が見て取れた。「前理事長は教祖様で、職員等は熱烈な信者である」との証言もあった。このような特殊な関係から、ほとんどの施設長及び職員は前理事長の責任が回避できるよう、あるいはできるだけ軽減されるような証言に終始していたものと考えられる。

- (2) 今回、横浜市から指摘された事項は、いずれも深刻かつ重大な問題であるにもかかわらず、ヒアリングの受け答えを見ていると、上記した特殊な関係から、ほとんどの施設長、職員はそのようには受け取らず、問題を矮小化し、「前理事長に悪意はなかった」、「前理事長にルーズなところがあり、それが今回の問題の原因である」、「ルールを決めさえすれば解決する問題である」等と答える者がほとんどであった。

上記のとおり、当委員会に対し、平成30年1月末になって、前理事長名義の口座に、保護者から徴収した現金等が一旦入金されている可能性があるとの情報が寄せられた。その後の調査で、上記口座の金融機関の担当職員が毎月少なくとも1回は理事長を訪ねていたことが判明した。

各施設長及び主だった職員は、保護者からの徴収金等がももの会の口座に一切入金されていない事実、上記徴収金等は一旦理事長の下に集められていた事実を当然熟知しており、加えて上記口座の金融機関の担当職員が毎月少なくとも1回は理事長室を訪れていた事実を知っていた可能性がある。

- (3) 上記したとおり、各施設長等は前理事長の違法行為を知っていた可能性がある。仮に、

違法行為であるとの認識はなかったとしても、前理事長が不適切な行為を繰り返していることについて、認識がなかったとは言えない。しかし、誰一人として、前理事長の違法行為、不適切な行為を指摘し、是正しようとする者はいなかった。これは、施設長、職員に法令遵守の意識が低いこと、社会福祉法人の運営が自治体からの公金である補助金により成り立っているとの認識が不十分であったことの表れである。

施設長、職員には、社会福祉法人の運営が自治体などからの公金である補助金により成り立っているということを再度強く認識させる必要がある。今後は、今回の不祥事を踏まえ、関係法令、ももの会の各種規程等について法令の遵守を徹底するための従業員教育として、専門家等による研修を十分に行う必要がある。

2 理事会の再編

当委員会に対し、理事長は誠実に対応し、調査に積極的に協力したと考えている。

しかし、理事長は、平成29年11月にももの会の理事長に就任したにもかかわらず、平成30年1月中旬頃までは、ももの会の各種契約書を含めた重要な書類等を保管せず、前理事長がこれらを保管していたという事実が判明した。これらの書類等は理事長室で保管されており、理事長室の鍵は前理事長と職員⑩のみが保管し、理事長は理事長室の鍵を保管していなかった。

理事長の説明では、理事長は元々ももの会と取引のあった量販店の店長をしており、その関係で前理事長から声を掛けられ、ももの会の理事に就任し、ももの会の事務を担当することになった、とのことである。その他の理事、監事等もほとんど例外なく前理事長との個人的な関係、前理事長を通してのももの会との関係から役員に就任しているという事実が認められる。役員にも、施設長、職員と同様に、前理事長の信奉者が多く、横浜市から今回の問題点が指摘されたにもかかわらず、前理事長の責任を問う声はなかったとの証言もあった。

前理事長が退陣したとしても、前理事長の親族が全員、信者とも評される施設長、職員、役員が多数残る状況を考えると、前理事長の影響力を完全に払拭できるか、このような状況の下理事長が先頭に立って数多くの改善策を着実に実行できるかという懸念がある。

理事長は当委員会に対し、「自分は事務局長タイプである」旨発言している。

これらの点を考慮すると、前理事長とまったく無関係の、そして保育実務に精通した人物を理事長として迎えることを検討すべきであると考ええる。

また、新理事長が数多くの改善策を着実に実行するためには、理事長は理事あるいは事務局長としてももの会に残り、理事、監事、評議員等の役員についても、一定数は前理事長と無関係の人物を新たに迎えることを検討すべきであると考ええる。

これらのことを確実に実現するためには、理事等役員報酬の有償化も一つの方策として検討に値すると考える。

第6 むすび

横浜市には、ももの会に対する苦情、要望が多数寄せられている。また、当委員会も、ももの会が主催した保護者に対する説明会を傍聴したが、その際も、保護者からももの会、施設長に対し、非常に厳しい意見が多数述べられた。しかし、このように厳しい意見を述べた保護者も、保育士については感謝の言葉を述べており、当委員会が実施したヒアリングにおいても、保護者は皆、保育士について感謝の言葉を述べるとともに、前理事長の保育理念に対し、積極的に評価できる旨述べた保護者もいた。

少なくとも一般の職員は、前理事長の保育理念の下、日々の職務に誠実に専念していることが認められる。

当委員会としては、ももの会が健全に再生されることを望むものである。

以上

保育所への特別指導監査結果に対する改善報告書について

指摘項目	改善状況	コメント
1 二重の支出について		
各施設へ返還する。	不十分	納品券突不明な支出については、返還の対象となり得る
二重の支出が行われた原因を調査する。	不十分	リスク要因、内部統制状況など未調査
再発防止に向けた改善内容を市に報告する。	—	原因調査不十分
2 過剰な支出について		
不相当な経費を精査し、金額を確定して施設に返還する。	済	9月29日返還済
原因調査をする。	不十分	リスク要因、内部統制状況など未調査
再発防止に向けた改善内容を市に報告する。	—	原因調査不十分
3 向上支援費の請求について		
平成28年度請求のうち誤りがあるものについて金額を確定させ、差額を市に返還する。	済	9月29日返還済
原因調査をする。	不十分	リスク要因、内部統制状況など未調査
再発防止に向けた改善内容を市に報告する。	—	原因調査不十分
4 ずさんな現金管理について		
平成24年度から28年度の保護者からの徴収金を調査し、その現金の所在を市に報告する。	不十分	前理事長の記憶を裏付ける調査をされていない
原因調査をする。	不十分	リスク要因、内部統制状況など未調査
再発防止に向けた改善内容を市に報告する。	—	原因調査不十分
5 保護者からの徴収金について		
平成24年度から28年度に保護者から徴収した経費について会計報告を作成する。	未改善	徴収簿が作成されておらず、当時の資料も一部破棄されている
簿外で残っていたことを含めて、保護者に会計報告と説明をする。	—	
保護者へ説明した結果を市に報告する。	—	
6 不適切な職員配置について		
平成29年度の丘の上保育園の職員配置が基準を満たしていなかった原因を調査する。	不十分	リスク要因、内部統制状況など未調査
今後の対策を市に報告する。	—	原因調査不十分
7 不適切な苦情対応について		
苦情は原則第三者委員に報告する。	未改善	報告なし
苦情記録を整備する。	—	様式を整備中
職員間での事例共有をする。	—	様式を整備中
再発防止に向けた具体的対策を講じる。	不十分	上記運用を踏まえた具体的対策が不足
未解決の保護者からの苦情について解決し市へ報告すること	未改善	未解決
上記についての改善結果を市に報告する。	未改善	苦情が未解決
8 職員の研修参加について		
研修規定を整備する。	—	整備中
全職員へ周知する。	—	今後周知予定
上記についての改善結果を市に報告する。	—	上記未実施
9 誤りの報告について		
土曜給食の書類の誤り(自己点検表)の原因調査をする。	不十分	リスク要因、内部統制状況など未調査
土曜給食の書類の誤り(自己点検表)の再発防止策	—	原因調査不十分
土曜給食の書類の誤り(給食日誌)の原因調査をする。	不十分	リスク要因、内部統制状況など未調査
土曜給食の書類の誤り(給食日誌)の再発防止策	—	原因調査不十分
丘の上保育園の出勤簿について、配置基準を満たしているよう改めて作成した原因調査	不十分	リスク要因、内部統制状況など未調査
再発防止に向けた改善内容を市に報告する。	—	原因調査不十分
保護者からの徴収金について、自己点検表の記載に誤りがあったことの原因を調査する。	不十分	リスク要因、内部統制状況など未調査
再発防止に向けた改善内容を市に報告する。	—	原因調査不十分
H29.4.14付け改善報告書に記載の誤りがあったことの原因を調査する。	不十分	リスク要因、内部統制状況など未調査
再発防止に向けた改善内容を市に報告する。	—	原因調査不十分
10 施設運営全般		
業務知識を正しく理解し実践するための研修体系	—	研修体系整備中
透明性が確保された施設運営のために、会計ルールを見直す。	不十分	見直しされた内容で、施設運営の透明性が確保されるか検証すること
コンプライアンス徹底のための制度を構築し、職員への教育を実施すること。	不十分	制度を構築すること
保護者への丁寧な説明を行い、施設運営に理解を得る。	—	説明中